

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総合政策部総務課)	1
○北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に する条例の一部を改正する条例..... (市町村課)	1
○北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (環境生活部総務課)	2
○北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条 例..... (道民生活課)	2
○北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例 (地域医療課)	2
○北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条 例..... (施設運営指導課)	3
○北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (経済企画課)	13
○北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (農政課)	14
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例..... (企業局発電課)	14
○北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例..... (人事課)	14
○北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例..... (人事課)	15
○北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (教育庁給与課)	32
○市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の 一部を改正する条例..... (教育庁給与課)	40
○北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)	43

条 例

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をこ
こに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第56号

北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道総合政策部の事務処理の特例に関する条例 (平成12年北海道条例第4
号) の一部を次のように改正する。

別表第2中「登別市」を「登別市 恵庭市」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年7月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に旅券法 (昭和26年法律第267号) 又は旅券法施行規
則 (平成元年外務省令第11号) の規定により知事に対してなされた申請その他
の行為で、同日以後においては恵庭市長が管理し、及び執行することとなるも
のに係る事務の処理については、なお従前の例による。

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第57号

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関す
る条例の一部を改正する条例

北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例 (平成6年北海道条例第3号) の一部を次のように改正する。

第1条中「のピラ」を「及び第4号のピラ」に改める。

第5条の2中「(北海道知事の選挙における候補者に限る。第5条の4におい
て同じ。) は、同条各号」を「は、第5条の4各号」に改める。

第5条の4中「に定める枚数」を「又は第4号に定める枚数」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年3月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道議会議員及び北海道知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第5条の2及び第5条の4の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第58号

北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

- 別表第2中「平取町」を「平取町 新冠町」に改める。
別表第3中「むかわ町」を「むかわ町 新冠町」に改める。
別表第4中「遠軽町」を「遠軽町 日高町」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、同年10月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する規定については、当該規定。以下同じ。）の施行の際この条例による改正後の北海道環境生活部の事務処理の特例に関する条例別表第1の4の項及び4の3の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては日高町長又は新冠町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、日高町長若しくは新冠町長のした処分その他の行為又は日高町長若しくは新冠町長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第59号

北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例
北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成25年北海道条例第61号）の一部を次のように改正する。

本則の表の特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいの項中「平成25年1月1日」を「平成31年1月1日」に、「平成30年12月31日」を「平成35年12月31日」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正前の北海道控除対象特定非営利活動法人等を定める条例
本則の表の特定非営利活動法人アルテピアッツァびばいの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に規定する控除対象特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第60号

北海道医師養成確保修学資金貸付条例の一部を改正する条例
北海道医師養成確保修学資金貸付条例（平成20年北海道条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号中「1年」の次に「（疾病その他やむを得ない理由があるときは、知事が認める期間を加えた期間。次条第2号アにおいて同じ。）」を加える。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（検討）」を付し、同項を附則第3項とし、附則第1項の次に次の1項を加える。

(当然免除等の期間の特例)

- 2 修学資金の貸付けを受けた者が第7条第1項第1号に規定する引き続き勤務期間が1年に達した日の属する月の翌月から医師として知事の定める医療に関する専門的な知識及び技能に関する研修を受けようとする場合には、同項及び第8条の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「2年」とあるのは「1年」と、「5年」とあるのは「6年」と、「3年以上」とあるのは「4年以上」とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の北海道医師養成確保修学資金貸付条例附則第2項の規定は、この条例の施行の日以後に同項に規定する研修を受けようとする者から適用する。

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第61号

北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
北海道介護医療院の施設に関する基準を定める条例（平成30年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 介護医療院の基本方針（第3条）
- 第3章 人員に関する基準（第4条）
- 第4章 施設及び設備に関する基準（第5条・第6条）
- 第5章 運営に関する基準（第7条―第42条）

第6章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針（第43条・第44条）

第2節 施設及び設備に関する基準（第45条）

第3節 運営に関する基準（第46条―第54条）

附則

第1章 総則

第1条中「次条において」を「以下」に、「第111条第1項」を「第111条第1項から第3項まで」に、「施設」を「人員、施設及び設備並びに運営」に改める。

第2条中「第4条第2項及び第7条第2項において」を「以下」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 介護医療院の基本方針

第3条の見出しを削る。

第7条第3項ただし書中「の提供」を「(ユニット型介護医療院に係るものに限る。以下この章において同じ。)の提供」に改め、同条に次の3項を加え、同条を第45条とする。

4 ユニット型介護医療院の構造設備の基準は、次に定めるところによる。

- (1) ユニット型介護医療院の建物（入居者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たすユニット型介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- (2) 療養室等が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。
- (4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、規則で定める要件を満たすこと。
- (5) 階段には、手すりを設けること。
- (6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。
- ア 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入居者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

5 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入居者の安全性が確保されていると認めたユニット型介護医療院の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

6 前各項に定めるもののほか、前各項の規定による基準の特例その他のユニット型介護医療院の施設及び設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第6条に見出しとして「(基本方針)」を付し、同条を第44条とし、同条の次に次の節名を付する。

第2節 施設及び設備に関する基準

第5条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(この章の趣旨)」を付し、同条中「前2条」を「第2章及び前2章」に、「次条第1項並びに第7条第1項及び第2項において」及び「次条並びに第7条第1項及び第3項において」を「以下」に、「及び施設」を「並びに施設及び設備並びに運営」に、「次条及び第7条」を「この章」に改め、同条を第43条とする。

第4条を第5条とし、同条の次に次の1条、1章、章名及び節名を加える。
(構造設備の基準)

第6条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 介護医療院の建物（入所者の療養生活のために使用しない附属の建物を除く。以下この号及び次項において同じ。）は、耐火建築物とすること。ただし、規則で定める要件を満たす介護医療院の建物にあっては、準耐火建築物とすることができる。
- (2) 療養室その他の入所者の療養生活に充てられる施設（次号並びに第45条第4項第2号及び第3号において「療養室等」という。）が2階以上の階にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ1以上設けること。
- (3) 療養室等が3階以上の階にある場合は、避難に支障がないように避難階段を2以上設けること。

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、規則で定める要件を満たすこと。

(5) 階段には、手すりを設けること。

(6) 廊下の構造は、次のとおりとすること。

ア 廊下の幅は、規則で定める基準によること。

イ 手すりを設けること。

ウ 常夜灯を設けること。

(7) 入所者に対する介護医療院サービスの提供を適切に行うために必要な設備を備えること。

(8) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。

2 前項第1号の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、規則で定める要件を満たし、かつ、火災に係る入所者の安全性が確保されていると認めた介護医療院の建物にあっては、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

3 前2項に定めるもののほか、前2項の規定による基準の特例その他の介護医療院の構造設備の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、第29条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護医療院は、入所申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、規則で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものにより提供することができる。この場合において、当該介護医療院は、当該文書を交付したものとみなす。

(提供拒否の禁止)

第8条 介護医療院は、正当な理由がなく、介護医療院サービスの提供を拒んではならない。

（サービス提供困難時の対応）

第9条 介護医療院は、入所申込者の病状等を勘案し、入所申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格等の確認）

第10条 介護医療院は、介護医療院サービスの提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 介護医療院は、前項の被保険者証に法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護医療院サービスを提供するよう努めなければならない。

（要介護認定の申請に係る援助）

第11条 介護医療院は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、当該申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護医療院は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（入退所）

第12条 介護医療院は、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他医療等が必要であると認められる者を対象に、介護医療院サービスを提供するものとする。

2 介護医療院は、入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、長期にわたる療養及び医学的管理の下における介護の必要性を勘案し、介護医療院サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

3 介護医療院は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事

業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めなければならない。

4 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、その内容等を記録しなければならない。

5 前項の規定による検討に当たっては、医師、薬剤師、看護職員、介護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議しなければならない。

6 介護医療院は、入所者の退所に際しては、その者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供、退所後の主治の医師に対する情報の提供その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（サービスの提供の記録）

第13条 介護医療院は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種別及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該入所者の被保険者証に記載しなければならない。

2 介護医療院は、介護医療院サービスを提供したときは、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければならない。

（利用料等の受領）

第14条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供したときは、入所者から利用料の一部として、当該介護医療院サービスについて法第48条第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該介護医療院サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に介護医療院サービスに要した費用の額とする。次項並びに第46条第1項及び第2項において「施設サービス費用基準額」という。）から当該介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得られた額の支払を受けるものとする。

2 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入所者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用そ

の他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

- 4 介護医療院は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入所者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。
- （保険給付の請求のための証明書の交付）

第15条 介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護医療院サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第16条 介護医療院は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を適切に行わなければならない。

- 2 介護医療院サービスは、施設サービス計画に基づき、画一的なものとならないよう配慮して行われなければならない。
- 3 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行わなければならない。
- 4 介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。
- 5 介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
- （1）身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- （2）身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

- （3）介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

- 7 介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- （施設サービス計画の作成）

第17条 介護医療院の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下この条及び第28条において「計画担当介護支援専門員」という。）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入所者の日常生活全般を支援する観点から、地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用を施設サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、入所者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握しなければならない。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項の規定による解決すべき課題の把握（次項及び第9項において「アセスメント」という。）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入所者の希望、入所者についてのアセスメントの結果及び医師の治療の方針に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、介護医療院サービスの目標及びその達成時期、介護医療院サービスの内容、介護医療院サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成しなければならない。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者（入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者をいう。以下この条において同じ。）に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容につ

いて、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成したときは、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。

9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。

10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（第2号において「モニタリング」という。）に当たっては、入所者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に入所者に面接すること。

(2) 定期的モニタリングの結果を記録すること。

11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

(1) 入所者が法第28条第2項に規定する要介護更新認定を受けた場合

(2) 入所者が法第29条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 第2項から第8項までの規定は、第9項に規定する施設サービス計画の変更について準用する。

（診療の方針）

第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 診療は、一般に医師として必要性があると認められる疾病又は負傷に対して、的確な診断に基づき、療養上適切に行うものとする。

(2) 診療に当たっては、常に医学の立場を堅持して、入所者の心身の状況を観察し、要介護者の心理が健康に及ぼす影響を十分配慮して、心理的な効果を上げることができるよう適切な指導を行うものとする。

(3) 常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に

努め、入所者又はその家族に対し、適切な指導を行うものとする。

(4) 検査、投薬、注射、処置等は、入所者の病状に照らして適切に行うものとする。

(5) 特殊な療法、新しい療法等については、基準省令第18条第5号の厚生労働大臣が定めるもののほか行ってはならない。

(6) 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に施用し、又は処方してはならない。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第17項に規定する治験に係る診療において、当該治験の対象とされる薬物を使用する場合においては、この限りでない。

（必要な医療の提供が困難な場合等の措置等）

第19条 介護医療院の医師は、入所者の病状からみて当該介護医療院において自ら必要な医療を提供することが困難であると認めたときは、協力病院その他適当な病院若しくは診療所への入院のための措置を講じ、又は他の医師の対診その他の診療について適切な措置を講じなければならない。

2 介護医療院の医師は、正当な理由がなく、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させてはならない。

3 介護医療院の医師は、入所者のために往診を求め、又は入所者を病院若しくは診療所に通院させる場合には、当該病院又は診療所の医師又は歯科医師に対し、当該入所者の診療状況に関する情報の提供を行わなければならない。

4 介護医療院の医師は、入所者が往診を受けた医師若しくは歯科医師又は入所者が通院した病院若しくは診療所の医師若しくは歯科医師から当該入所者の療養上必要な情報の提供を受けるものとし、その情報により適切な診療を行わなければならない。

（機能訓練）

第20条 介護医療院は、入所者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法、作業療法その他適切なリハビリテーションを計画的に行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第21条 看護及び医学的管理の下における介護は、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の病状及び心身の状況に応じ、適切な技術に

もって行われなければならない。

2 介護医療院は、1週間に2回以上、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 介護医療院は、入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入所者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 介護医療院は、褥瘡^{じよくそう}が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。

6 介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入所者に対し、離床、着替え、整容その他の日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

7 介護医療院は、その入所者に対して、入所者の負担により、当該介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（食事の提供）

第22条 入所者の食事は、栄養並びに入所者の身体の状況、病状及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供されなければならない。

2 介護医療院は、入所者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂でその者の食事が行われるよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第23条 介護医療院は、常に入所者の心身の状況、病状、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（その他のサービスの提供）

第24条 介護医療院は、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 介護医療院は、常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（入所者に関する市町村への通知）

第25条 介護医療院は、介護医療院サービスを受けている入所者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければ

ならない。

(1) 正当な理由なしに介護医療院サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

（管理者による管理）

第26条 介護医療院の管理者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、当該介護医療院の管理上支障のない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は規則で定める施設の職務に従事することができる。

（管理者の責務）

第27条 介護医療院の管理者は、当該介護医療院の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 介護医療院の管理者は、従業者にこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

3 介護医療院の管理者は、介護医療院に医師を宿直させなければならない。ただし、当該介護医療院の入所者に対するサービスの提供に支障がない場合にあっては、この限りでない。

（計画担当介護支援専門員の責務）

第28条 計画担当介護支援専門員は、第17条に規定する業務のほか、規則で定める業務を行うものとする。

（運営規程）

第29条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第35条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1) 施設の目的及び運営の方針

(2) 従業者の職種、員数及び職務の内容

(3) 入所定員（Ⅰ型療養床に係る入所定員の数、Ⅱ型療養床に係る入所定員の数及びその合計数をいう。）

(4) 入所者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額

(5) 施設の利用に当たっての留意事項

(6) 非常災害対策

(7) その他施設の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第30条 介護医療院は、入所者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(定員の遵守)

第31条 介護医療院は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
(非常災害対策)

第32条 介護医療院は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、定期的に、それらを従業者に周知するとともに、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

2 介護医療院は、前項の規定により非常災害に係る対策を講ずるに当たっては、地域の特性等を考慮して、地震災害、津波災害、風水害その他の自然災害に係る対策を含むものとしなければならない。
(衛生管理等)

第33条 介護医療院は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

3 介護医療院の管理者は、次に掲げる業務を委託する場合は、規則で定める要件を満たさなければならない。

(1) 基準省令第5条第2項第2号ロの検体検査の業務

(2) 医療機器又は医学的処置の用に供する衣類その他の繊維製品の滅菌又は消毒の業務

(3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第8項に規定する特定保守管理医療機器の保守点検の業務

(4) 医療の用に供するガスの供給設備の保守点検の業務（高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定により高圧ガスを製造し、又は消費する者が自ら行わなければならないものを除く。）
(協力病院)

第34条 介護医療院は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力病院を定めておかなければならない。

2 介護医療院は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。
(掲示)

第35条 介護医療院は、当該介護医療院の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
(秘密保持等)

第36条 介護医療院の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 介護医療院は、従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 介護医療院は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供しようとするときは、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならない。
(居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止)

第37条 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該介護医療院を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 介護医療院は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該介護医療院からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。
(苦情処理)

第38条 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関し、法第23条の規定による市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入所者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 介護医療院は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

5 介護医療院は、提供した介護医療院サービスに関する入所者からの苦情に関して連合会（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行う法第176条第1項第3号の規定による調査に協力するとともに、連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 介護医療院は、連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を連合会に報告しなければならない。
（地域との連携等）

第39条 介護医療院は、その運営に当たっては、地域住民等との連携、協力等により地域との交流に努めなければならない。

2 介護医療院は、その運営に当たっては、市町村等の派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第40条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関し事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な

措置を講じなければならない。

3 前項の事故が入所者の死亡事故その他重大な事故であるときは、介護医療院は、速やかに道に報告しなければならない。

4 介護医療院は、前2項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

5 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
（会計の区分）

第41条 介護医療院は、介護医療院サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。
（記録の整備）

第42条 介護医療院は、従業者、施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 介護医療院は、入所者に対する介護医療院サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該入所者の退所の日をいう。）から2年間保存しなければならない。

(1) 施設サービス計画

(2) 第12条第4項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについての検討の内容等の記録

(3) 第13条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(4) 第16条第5項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(5) 第25条の規定による市町村への通知に係る記録

(6) 第38条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(7) 第40条第4項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第6章 ユニット型介護医療院の基本方針並びに施設及び設備並びに運営に関する基準

第1節 この章の趣旨及び基本方針

第3条の次に次の1章及び章名を加える。

第3章 人員に関する基準

第4条 介護医療院は、次に掲げる従業者を置かなければならない。

- (1) 医師
- (2) 薬剤師
- (3) 看護師又は准看護師（第12条第5項において「看護職員」という。）
- (4) 介護職員
- (5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士
- (6) 栄養士
- (7) 介護支援専門員
- (8) 診療放射線技師
- (9) 調理員、事務員その他の従業者

2 前項各号に掲げる従業者の員数は、医師及び看護師にあっては基準省令に定めるところによるものとし、その他の従業者にあっては次に定めるとおとする。

- (1) 薬剤師 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を150で除した数に、Ⅱ型入所者の数を300で除した数を加えて得た数以上
- (2) 准看護師 常勤換算方法で、介護医療院の入所者の数を6で除した数から、当該介護医療院に置いている看護師の数を減じて得た数（当該得た数が零を下回る場合にあっては、零とする。）以上
- (3) 介護職員 常勤換算方法で、Ⅰ型入所者の数を5で除した数に、Ⅱ型入所者の数を6で除した数を加えて得た数以上
- (4) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士 介護医療院の実情に応じた適当数
- (5) 栄養士 入所定員100以上の介護医療院にあっては、1以上
- (6) 介護支援専門員 1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）
- (7) 診療放射線技師 介護医療院の実情に応じた適当数
- (8) 調理員、事務員その他の従業者 介護医療院の実情に応じた適当数

3 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、規則で定める職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

4 前3項に定めるもののほか、前3項の規定による基準の特例その他の介護医

療院の従業者の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 施設及び設備に関する基準

本則に次の1節を加える。

第3節 運営に関する基準

（利用料等の受領）

第46条 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当する介護医療院サービスを提供したときは、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該ユニット型介護医療院に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型介護医療院は、法定代理受領サービスに該当しない介護医療院サービスを提供した際に入居者から支払を受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型介護医療院は、前2項の支払を受ける額のほか、食事の提供に要する費用その他の規則で定める費用の額の支払を受けることができる。

4 ユニット型介護医療院は、前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該入居者の同意を得なければならない。この場合において、規則で定める費用に係る同意については、文書によるものとする。

（介護医療院サービスの取扱方針）

第47条 介護医療院サービスは、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行われなければならない。

2 介護医療院サービスは、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割をもって生活を営むことができるよう配慮して行われなければならない。

3 介護医療院サービスは、入居者のプライバシーの確保に配慮して行われなければならない。

4 介護医療院サービスは、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の

状況等を常に把握しながら、適切に行われなければならない。

- 5 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 9 ユニット型介護医療院は、自らその提供する介護医療院サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
(看護及び医学的管理の下における介護)

第48条 看護及び医学的管理の下における介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じ、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、それぞれの役割をもって行うよう適切に支援しなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供しなければならない。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもつ

て入浴の機会の提供に代えることができる。

- 4 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、病状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行わなければならない。
- 5 ユニット型介護医療院は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えなければならない。
- 6 ユニット型介護医療院は、褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備しなければならない。
- 7 ユニット型介護医療院は、前各項に定めるもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容その他の日常生活上の行為を適切に支援しなければならない。
- 8 ユニット型介護医療院は、その入居者に対して、入居者の負担により、当該ユニット型介護医療院の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(食事)

第49条 ユニット型介護医療院は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、入居者の心身の状況、症状、その置かれている環境等に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じて、できる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保しなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援しなければならない。

(その他のサービスの提供)

第50条 ユニット型介護医療院は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援しなければならない。

- 2 ユニット型介護医療院は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(運営規程)

第51条 ユニット型介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 入居定員（Ⅰ型療養床に係る入居定員の数、Ⅱ型療養床に係る入居定員の数及びその合計数をいう。）
- (4) ユニットの数及びユニットごとの入居定員
- (5) 入居者に対する介護医療院サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 施設の利用に当たっての留意事項
- (7) 非常災害対策
- (8) その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第52条 ユニット型介護医療院は、入居者に対し、適切な介護医療院サービスを提供することができるよう、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する観点から、規則で定めるところにより、職員の配置を行わなければならない。
- 3 ユニット型介護医療院は、当該ユニット型介護医療院の従業者によって介護医療院サービスを提供しなければならない。ただし、入居者に対する介護医療院サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第53条 ユニット型介護医療院は、ユニットごとの入居定員及び療養室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(準用)

第54条 第7条から第13条まで、第15条、第17条から第20条まで、第23条、第25条から第28条まで及び第32条から第42条までの規定は、ユニット型介護医療院

について準用する。この場合において、第7条第1項中「第29条に規定する運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第18条第5号中「基準省令第18条第5号」とあるのは「基準省令第54条において準用する基準省令第18条第5号」と、同条第6号中「基準省令第18条第6号」とあるのは「基準省令第54条において準用する基準省令第18条第6号」と、第27条第2項中「この章」とあるのは「第6章第3節」と、第28条中「第17条」とあるのは「第54条において準用する第17条」と、第35条中「運営規程」とあるのは「第51条に規定する重要事項に関する規程」と、第42条第2項第2号中「第12条第4項」とあるのは「第54条において準用する第12条第4項」と、同項第3号中「第13条第2項」とあるのは「第54条において準用する第13条第2項」と、同項第4号中「第16条第5項」とあるのは「第47条第7項」と、同項第5号中「第25条」とあるのは「第54条において準用する第25条」と、同項第6号中「第38条第2項」とあるのは「第54条において準用する第38条第2項」と、同項第7号中「第40条第4項」とあるのは「第54条において準用する第40条第4項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第62号

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道経済部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第3中「新篠津村」を「当別町 新篠津村」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の北海道経済部の事務処理の特例に関する条例別表第1の3の2の項の左欄に掲げる事務に係る電気用品安全法

（昭和36年法律第234号）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に同法の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、同日以後においては当別町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における同法の適用については、当別町長のした処分その他の行為又は当別町長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第63号

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

北海道農政部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「知内町」の次に「鹿部町」を加える。

別表第2中「芽室町」を「芽室町 中札内村」に改める。

別表第4中「共和町」を「共和町 岩内町」に、「芽室町」を「芽室町 中札内村」に改める。

附 則

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道農政部の事務処理の特例に関する条例別表第1の2の項、7の項及び8の項の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律（以下「法」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に法の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、同日以後においては同表の右欄に掲げる町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後における法の適用については、当該町村の長のした処分その他の行為又は当該町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第64号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表に次のように加える。

沼の沢取水堰 ^{せき} 発電所	夕張市	20キロワット
--------------------------	-----	---------

附 則

この条例は、平成31年2月1日から施行する。

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第65号

北海道知事等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 北海道知事等の給与等に関する条例（昭和22年北海道条例第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の157.5」を「100分の160」に、「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

第2条 北海道知事等の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の160、12月に支給する場合においては100分の175」を「100分の167.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の北海道知事等の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条

例（昭和31年北海道条例第64号）第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例（昭和42年北海道条例第6号）第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例（平成29年北海道条例第2号）第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和32年北海道条例第89号）第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年北海道条例第67号）第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。以下同じ。）の規定は、平成30年6月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 改正後の条例第4条第2項の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道知事等の給与等に関する条例第4条第2項（北海道特別職職員の給与等に関する条例第2条第4項、北海道公営企業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道病院事業管理者の給与等に関する条例第3条、北海道教育委員会教育長の給与等に関する条例第4条第2項及び北海道議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第4条第2項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき算出して支給された期末手当は、改正後の条例第4条第2項の規定に基づき算出して支給される期末手当の内払とみなす。

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第66号

北海道職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（北海道職員の給与に関する条例の一部改正）

第1条 北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号中「41万4,300円」を「41万4,800円」に改め、同項第2号中「5万700円」を「5万800円」に改め、同項第3号中「4万6,600円」を「4万6,700円」に改める。

第17条中「4,200円」を「4,400円」に、「2万円」を「2万1,000円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同条ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「3万円」を「3万1,500円」に、「1万800円」を「1万1,100円」に改める。

第19条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第4条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
	10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300

11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000			
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400			
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800			
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200			
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600			
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000			

再任用職員以外の職員	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300				
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600				
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000				
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300				
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
	94		294,900	342,600	381,500							
	95		295,200	343,100	381,900							
	96		295,600	343,500	382,300							
	97		295,800	343,700	382,600							
	98		296,100	344,100	383,100							
	99		296,500	344,500	383,500							
	100		296,900	344,800	383,900							

	101		297, 100	345, 100	384, 200						
	102		297, 400	345, 500	384, 700						
	103		297, 800	345, 900	385, 100						
	104		298, 100	346, 300	385, 500						
	105		298, 300	346, 800	385, 800						
	106		298, 600	347, 200							
	107		299, 000	347, 600							
	108		299, 300	348, 000							
	109		299, 500	348, 500							
	110		299, 900	348, 900							
	111		300, 300	349, 200							
	112		300, 600	349, 500							
	113		300, 800	350, 000							
	114		301, 000								
	115		301, 300								
	116		301, 700								
	117		301, 900								
	118		302, 100								
	119		302, 400								
	120		302, 700								
	121		303, 100								
	122		303, 300								
	123		303, 600								
	124		303, 900								
	125		304, 200								
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000	521, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第22条及び附則第２項に規定する職員を除く。

別表第２（第４条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	172, 900	226, 600	270, 400	319, 200	356, 100
	2	175, 200	228, 800	272, 200	321, 200	358, 400
	3	177, 700	230, 800	274, 000	323, 300	360, 600
	4	180, 000	232, 900	275, 800	325, 400	363, 100
	5	182, 400	234, 900	277, 100	327, 600	365, 100
	6	184, 900	236, 900	279, 000	329, 500	368, 200
	7	187, 300	239, 000	280, 800	331, 100	371, 400
	8	189, 900	241, 100	282, 600	332, 800	374, 300

9	192, 100	243, 300	284, 000	334, 300	377, 100
10	194, 500	245, 200	286, 500	336, 600	380, 200
11	196, 900	247, 100	288, 700	338, 900	383, 300
12	199, 400	249, 000	290, 900	341, 400	386, 300
13	201, 900	250, 700	293, 300	343, 300	389, 000
14	204, 500	252, 600	295, 900	345, 600	391, 700
15	207, 200	254, 400	298, 100	347, 900	394, 500
16	209, 800	256, 300	300, 500	350, 300	397, 200
17	212, 200	257, 900	302, 700	352, 600	400, 000
18	214, 900	259, 800	304, 900	355, 100	402, 000
19	217, 600	261, 700	307, 100	357, 500	404, 000
20	220, 300	263, 600	309, 200	359, 900	406, 000
21	222, 900	265, 100	311, 200	362, 300	407, 500
22	224, 500	266, 700	312, 400	364, 700	409, 400
23	226, 100	268, 200	313, 500	366, 900	411, 200

再任 用職 員以 外の 職員	24	227, 700	269, 600	314, 700	369, 200	413, 200		69	261, 600	316, 100	369, 300	421, 500	449, 300	
	25	229, 200	271, 100	316, 000	371, 300	414, 700		70			369, 600	422, 000	449, 600	
	26	230, 600	272, 700	317, 400	373, 700	416, 200		71			370, 000	422, 600	449, 900	
	27	232, 100	274, 100	318, 900	376, 100	417, 900		72			370, 300	423, 200	450, 100	
	28	233, 400	275, 600	320, 500	378, 400	419, 600		73			370, 800	423, 700	450, 300	
	29	235, 000	276, 900	321, 800	380, 400	420, 600		74			371, 000	424, 300	450, 600	
	30	235, 800	278, 300	323, 400	382, 500	422, 200		75			371, 500	424, 800	450, 900	
	31	236, 900	279, 700	325, 000	384, 700	423, 700		76			371, 900	425, 400	451, 100	
	32	238, 000	280, 900	326, 700	386, 800	425, 300		77			372, 200	425, 900	451, 300	
	33	239, 200	281, 700	328, 200	388, 500	426, 800		78			372, 700	426, 500	451, 600	
	34	240, 100	283, 100	329, 800	390, 100	428, 100		79			373, 200	427, 200	451, 900	
	35	240, 900	284, 200	331, 100	391, 700	429, 400		80			373, 700	427, 800	452, 100	
	36	241, 800	285, 500	332, 600	393, 500	430, 600		81			374, 200	428, 100	452, 300	
	37	242, 500	286, 500	334, 100	395, 000	431, 800		82			374, 600	428, 700		
	38	243, 300	287, 700	335, 700	396, 400	432, 800		83			375, 100	429, 400		
	39	244, 100	288, 500	337, 300	397, 900	433, 800		84			375, 600	430, 000		
	40	245, 000	289, 500	338, 700	399, 400	434, 800		85			376, 000	430, 400		
	41	245, 900	290, 600	340, 000	399, 900	435, 200		86			376, 500	430, 900		
	42	246, 800	291, 500	341, 300	401, 200	435, 800		87			376, 900	431, 600		
	43	247, 700	292, 300	342, 800	402, 400	436, 500		88			377, 400	432, 300		
	44	248, 600	293, 000	344, 300	403, 800	437, 200		89			377, 900	432, 500		
	45	249, 400	293, 900	345, 700	405, 200	437, 800		90			378, 400	433, 000		
	46	250, 300	295, 100	347, 100	406, 600	438, 100		91			378, 900	433, 700		
	47	251, 100	296, 200	348, 500	408, 000	438, 700		92			379, 400	434, 400		
	48	252, 000	297, 500	349, 900	409, 300	439, 200		93			379, 700	434, 600		
	49	252, 400	298, 900	350, 700	410, 600	439, 500		94			380, 100	435, 100		
	50	253, 100	300, 000	352, 100	411, 500	440, 200		95			380, 600	435, 800		
	51	253, 700	301, 100	353, 400	412, 400	440, 900		96			381, 000	436, 500		
	52	254, 100	302, 000	354, 800	413, 300	441, 600		97			381, 500	436, 700		
	53	254, 300	303, 000	356, 100	413, 500	442, 200		98			381, 800			
	54	254, 700	304, 000	357, 500	413, 900	442, 900		99			382, 300			
	55	255, 100	305, 100	358, 800	414, 400	443, 600		100			382, 700			
	56	255, 800	306, 000	360, 200	414, 900	444, 200		101			383, 300			
	57	256, 100	307, 100	360, 800	415, 300	444, 600		102			383, 600			
	58	256, 800	308, 100	362, 000	415, 500	445, 300		103			384, 100			
	59	257, 200	309, 200	363, 100	416, 100	446, 000		104			384, 500			
	60	257, 800	310, 300	364, 400	416, 500	446, 700		105			385, 100			
	61	258, 400	311, 000	365, 500	416, 800	447, 100		106			385, 400			
	62	258, 800	311, 700	366, 100	417, 400	447, 400		107			385, 900			
	63	259, 300	312, 500	366, 600	418, 000	447, 700		108			386, 300			
	64	259, 800	313, 300	367, 200	418, 600	448, 000		109			386, 900			
	65	260, 200	313, 600	367, 600	419, 200	448, 200		110			387, 200			
	66	260, 600	314, 300	368, 100	419, 800	448, 500		111			387, 700			
	67	260, 800	314, 800	368, 600	420, 300	448, 800		112			388, 100			
	68	261, 300	315, 400	369, 100	420, 900	449, 100								

	113			388,700		
再任用職員		220,300	250,300	279,700	320,400	349,200

備考 この表は、人事委員会の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第3（第4条関係）

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000
	16	166,000	229,100	316,000	361,200	428,700
	17	167,800	231,300	318,600	362,900	431,200
	18	170,000	234,100	320,800	364,800	433,800
	19	172,200	237,000	323,000	366,500	436,300
	20	174,300	239,900	325,100	368,500	438,900
	21	176,500	242,400	327,300	370,000	441,400
	22	178,900	245,100	329,300	372,000	444,000
	23	181,200	247,600	331,300	373,700	446,600
	24	183,500	250,300	333,300	375,600	449,100
	25	185,600	253,000	335,200	377,000	451,300
	26	187,800	255,400	337,100	378,700	453,600
	27	189,900	257,700	338,900	380,600	456,100
	28	192,000	259,900	340,700	382,500	458,600
	29	194,100	262,500	342,600	384,200	461,100
	30	195,700	264,700	344,300	386,100	463,600
	31	197,500	266,600	345,800	388,000	466,100
	32	199,200	268,700	347,500	389,900	468,600

	33	201,000	270,400	348,700	391,500	470,900
	34	202,900	272,400	350,100	393,300	473,300
	35	204,800	274,500	351,400	394,900	475,700
	36	206,700	276,400	352,900	396,700	478,200
	37	208,200	278,300	354,100	397,900	480,600
	38	210,100	279,800	355,500	399,400	483,100
	39	212,000	281,000	356,700	400,800	485,500
	40	213,900	282,500	358,100	402,200	488,000
	41	215,700	283,900	358,800	403,600	490,300
	42	217,600	284,800	359,900	404,900	492,500
	43	219,500	285,800	361,100	406,400	494,700
	44	221,400	286,800	362,200	408,000	496,900
	45	223,100	287,500	363,300	409,400	498,600
	46	225,000	288,700	364,500	410,600	500,100
	47	226,800	289,900	365,800	412,200	501,700
	48	228,600	291,100	366,900	413,800	503,200
	49	230,300	292,400	368,000	415,100	504,900
	50	232,100	293,700	369,300	416,500	506,300
	51	233,800	294,800	370,600	418,000	507,700
	52	235,500	295,900	371,900	419,400	509,200
	53	236,900	297,100	372,600	420,800	510,300
	54	238,700	298,300	373,600	422,200	511,500
	55	240,400	299,600	374,500	423,600	512,700
	56	242,000	300,700	375,500	425,000	513,900
	57	243,200	301,500	376,300	426,100	514,800
	58	244,400	302,600	377,100	427,400	515,800
	59	245,400	303,800	377,800	428,800	516,800
	60	246,500	304,900	378,500	430,100	517,800
	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200
	74	262,800	318,600	388,600	439,900	
	75	264,200	319,700	389,200	440,400	
	76	265,300	320,800	389,900	440,900	
	77	266,400	321,900	390,600	441,400	

	78	267,600	322,900	391,200	442,000	
	79	268,900	323,800	391,800	442,500	
	80	270,000	324,700	392,400	443,000	
	81	271,200	325,800	393,000	443,500	
	82	272,500	326,600	393,600	444,100	
	83	273,800	327,300	394,200	444,600	
	84	275,000	328,100	394,800	445,100	
	85	276,100	328,600	395,300	445,600	
	86	277,200	329,100	395,800		
	87	278,500	329,600	396,300		
	88	279,700	330,100	397,000		
	89	280,500	330,400	397,400		
	90	281,700	330,900	397,900		
	91	282,700	331,400	398,400		
	92	283,900	331,900	399,100		
	93	284,800	332,200	399,500		
	94	285,800	332,600	400,000		
	95	286,800	333,100	400,500		
	96	287,800	333,600	401,200		
	97	288,100	334,100	401,600		
	98	289,000	334,600	402,100		
	99	289,700	335,100	402,600		
	100	290,600	335,600	403,300		
	101	291,500	336,100	403,700		
	102	292,200	336,600			
	103	292,900	337,100			
	104	293,600	337,600			
	105	294,300	338,100			
	106	294,800	338,500			
	107	295,300	339,000			
	108	295,800	339,400			
	109	296,000	339,900			
	110	296,400	340,300			
	111	296,700	340,800			
	112	297,000	341,200			
	113	297,300	341,700			
	114	297,600	342,100			
	115	297,900	342,600			
	116	298,200	343,000			
	117	298,500	343,500			
	118	298,900	343,900			
	119	299,200	344,300			
	120	299,600	344,700			
	121	299,900	345,100			

再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400
-------	--	---------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第4（第4条関係）

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	247,900	333,100	397,900	471,700
	2	250,400	336,100	400,800	474,000
	3	252,900	339,000	403,700	476,200
	4	255,400	342,000	406,500	478,500
	5	257,600	344,700	409,100	480,700
	6	261,400	348,000	411,800	482,900
	7	265,200	351,100	414,600	485,100
	8	269,000	354,200	417,300	487,300
	9	272,600	357,000	419,500	489,300
	10	276,600	359,900	422,200	491,400
	11	280,600	363,000	424,800	493,500
	12	284,600	366,200	427,500	495,600
	13	288,400	369,100	429,900	497,700
	14	292,400	372,700	432,400	499,800
	15	296,300	375,900	434,800	501,900
	16	300,200	379,600	437,300	504,000
	17	303,900	383,200	439,300	506,100
	18	307,500	385,900	441,700	508,100
	19	311,000	388,700	444,000	510,100
	20	314,600	391,400	446,400	512,100
	21	318,200	394,200	447,900	513,900
	22	321,900	396,800	450,300	515,700
	23	325,400	399,400	452,600	517,600
	24	328,900	401,800	454,900	519,500
	25	332,400	403,800	456,900	521,200
	26	335,200	406,100	459,200	523,000
	27	337,800	408,300	461,400	524,800
	28	340,400	410,600	463,700	526,600
	29	343,200	412,900	465,800	528,200
	30	345,300	415,000	468,100	530,000
	31	347,500	417,000	470,400	531,800
	32	349,900	419,100	472,600	533,600
	33	352,100	421,000	474,600	535,200

再任用職員以外の職員	34	354,500	422,800	476,700	537,000	68		471,000	523,000	
	35	356,700	424,600	478,800	538,700	69		471,300	523,900	
	36	359,200	426,600	480,900	540,500	70		472,000	524,700	
	37	361,400	428,500	483,000	542,100	71		472,700	525,600	
	38	363,800	430,500	484,800	543,700	72		473,400	526,500	
	39	366,200	432,400	486,600	545,100	73		473,800	527,300	
	40	368,400	434,400	488,400	546,700	74		474,400	528,200	
	41	370,700	436,200	490,100	548,200	75		475,100	529,100	
	42	372,100	438,000	491,900	549,600	76		475,800	529,800	
	43	373,600	439,700	493,700	551,000	77		476,200	530,600	
	44	375,000	441,500	495,500	552,300	78		476,800	531,500	
	45	376,200	443,300	497,100	553,500	79		477,400	532,400	
	46	377,600	445,100	498,800	554,500	80		477,900	533,300	
	47	379,100	446,900	500,600	555,500	81		478,500	534,100	
	48	380,600	448,600	502,400	556,500	82		479,000	535,000	
	49	381,700	450,400	504,000	557,500	83		479,500	535,900	
	50	382,700	452,100	505,300	558,400	84		480,000	536,800	
	51	383,700	453,900	506,600	559,300	85		480,400	537,600	
	52	384,500	455,700	507,900	560,200	86		481,000	538,500	
	53	385,400	457,600	508,900	561,000	87		481,400	539,400	
	54	386,300	458,800	510,200	561,900	88		481,900	540,300	
	55	387,000	460,000	511,500	562,800	89		482,400	541,100	
	56	387,900	461,200	512,800	563,700	90		483,000		
	57	388,600	462,400	513,800	564,600	91		483,600		
	58	389,500	463,400	514,600	565,500	92		484,000		
	59	390,300	464,400	515,400	566,400	93		484,500		
	60	391,100	465,400	516,200	567,100	94		485,100		
	61	391,600	466,200	517,100	568,000	95		485,700		
	62	392,100	466,900	517,900	568,900	96		486,300		
	63	392,500	467,600	518,800	569,800	97		486,800		
	64	393,000	468,300	519,600	570,700					
	65	393,300	469,000	520,500	571,600					
66		469,700	521,400							
67		470,400	522,100							

再任用職員		296,200	338,600	393,000	466,000
-------	--	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	149,000	186,900	222,100	248,100	279,900	327,000	371,100	437,200
	2	150,400	188,500	223,700	249,300	281,900	329,000	373,800	439,800
	3	151,800	190,100	225,300	250,500	284,100	331,200	376,400	442,300
	4	153,200	191,700	226,900	251,900	286,200	333,400	379,100	444,900

5	154,400	193,200	228,300	253,100	288,300	335,200	381,500	447,300
6	156,200	194,700	229,900	254,300	290,400	337,400	384,200	449,800
7	157,900	196,300	231,400	255,500	292,500	339,400	386,800	452,300
8	159,600	197,800	233,000	256,600	294,600	341,600	389,500	454,800
9	161,300	199,400	234,100	257,900	296,600	343,400	391,600	457,200
10	163,000	201,100	235,600	258,900	298,800	345,500	393,900	459,600
11	164,700	202,700	237,000	259,900	300,900	347,600	396,100	462,200
12	166,500	204,400	238,200	260,900	303,100	349,700	398,300	464,600
13	168,000	205,800	239,800	262,200	305,100	351,200	400,400	467,100
14	169,900	207,400	241,200	263,500	307,000	353,200	402,400	468,600
15	171,900	209,000	242,400	265,100	309,100	355,100	404,400	469,900
16	173,800	210,600	243,800	266,500	311,100	357,100	406,500	471,200
17	175,700	212,000	244,700	268,000	313,100	358,900	408,300	472,400
18	177,600	213,600	245,900	269,800	315,100	360,900	410,300	473,700
19	179,400	215,300	247,100	271,600	317,200	362,900	412,200	475,000
20	181,300	217,000	248,300	273,400	319,300	364,900	414,300	476,300
21	183,200	218,300	249,700	275,200	321,100	366,700	416,100	477,500
22	184,700	219,800	250,700	277,000	323,100	368,700	417,700	478,900
23	186,200	221,200	251,700	278,800	324,900	370,800	419,300	480,300
24	187,700	222,700	252,800	280,500	326,900	372,900	420,800	481,500
25	189,300	224,100	254,000	282,300	328,600	374,300	422,300	482,900
26	190,600	225,500	255,300	284,200	330,500	376,100	423,600	484,200
27	192,100	226,800	256,700	286,100	332,500	377,900	424,900	485,600
28	193,500	228,100	258,200	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
29	195,000	229,400	259,600	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
30	196,200	230,800	261,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
31	197,500	232,300	263,000	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
32	198,800	233,700	264,600	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
33	200,200	234,800	266,000	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
34	201,600	236,100	267,800	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
35	202,900	237,100	269,500	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
36	204,300	238,400	271,200	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
37	205,400	239,800	272,700	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500
38	206,700	241,100	274,400	305,100	351,800	393,600	437,900	
39	208,000	242,200	276,100	306,600	353,400	394,700	438,300	
40	209,300	243,500	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
41	210,400	244,800	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
42	211,600	245,900	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
43	212,800	247,100	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
44	214,000	248,200	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
45	215,200	249,300	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
46	216,300	250,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
47	217,300	252,200	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
48	218,400	253,500	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
49	219,400	255,100	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	

再任用職員以外の職員	50	220,400	256,500	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900		
	51	221,300	257,900	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200		
	52	222,300	259,200	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500		
	53	222,700	260,300	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800		
	54	223,600	261,700	299,200	327,600	369,700	402,800			
	55	224,300	263,100	300,600	328,700	370,600	403,100			
	56	225,200	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400			
	57	225,900	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700			
	58	226,800	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000			
	59	227,500	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300			
	60	228,300	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700			
	61	229,200	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900			
	62	230,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200			
	63	230,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500			
	64	231,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800			
	65	232,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000			
	66	233,300	275,700	314,100	336,500	377,900	406,300			
	67	234,100	276,600	314,900	337,200	378,600	406,600			
	68	234,900	277,700	315,700	337,900	379,200	406,900			
	69	235,600	278,700	316,300	338,600	379,600	407,100			
	70	236,300	279,700	317,000	339,100	380,100				
	71	237,000	280,800	317,700	339,700	380,600				
	72	237,600	281,900	318,300	340,300	381,100				
	73	238,300	282,500	319,000	340,600	381,700				
	74	239,100	283,200	319,200	341,200	382,200				
	75	239,900	283,700	319,800	341,700	382,800				
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400				
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900				
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400				
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900				
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400				
	81	243,100	287,800	323,100	344,500	385,700				
	82	243,500	288,300	323,600	344,800	386,200				
	83	243,900	288,700	324,000	345,200	386,600				
	84	244,200	289,100	324,500	345,500	387,000				
	85	244,500	289,300	325,000	346,000	387,400				
	86		289,500	325,400	346,300	387,900				
	87		289,700	325,600	346,600	388,300				
	88		289,900	326,000	346,900	388,700				
	89		290,300	326,400	347,300	389,100				
	90		290,500	326,800	347,600					
	91		290,700	327,200	348,000					
	92		290,900	327,600	348,300					
	93		291,300	327,900	348,700					
	94		291,500	328,100	349,000					

	95		291, 700	328, 500	349, 300				
	96		292, 000	328, 800	349, 600				
	97		292, 400	329, 000	349, 900				
	98		292, 700	329, 300	350, 300				
	99		292, 900	329, 600	350, 700				
	100		293, 200	329, 900	351, 100				
	101		293, 500	330, 100	351, 600				
	102		293, 700	330, 400	352, 000				
	103		293, 900	330, 800	352, 400				
	104		294, 200	331, 000	352, 800				
	105		294, 500	331, 200	353, 300				
	106			331, 400					
	107			331, 800					
	108			332, 000					
	109			332, 200					
	110			332, 600					
	111			333, 000					
	112			333, 400					
	113			333, 600					
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000	426, 500

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163, 000	190, 500	238, 500	261, 100	285, 900	330, 100	374, 100
	2	164, 400	192, 600	240, 300	262, 100	287, 700	332, 200	376, 700
	3	165, 900	194, 700	242, 100	263, 000	289, 500	334, 200	379, 400
	4	167, 300	196, 700	243, 900	264, 100	291, 400	336, 400	382, 000
	5	168, 800	198, 800	245, 300	264, 700	293, 100	338, 400	384, 200
	6	170, 300	201, 100	246, 600	265, 700	294, 900	340, 500	386, 600
	7	171, 800	203, 400	247, 700	266, 500	296, 800	342, 600	388, 900
	8	173, 300	205, 700	249, 000	267, 500	298, 600	344, 700	391, 200
	9	174, 600	208, 100	250, 000	268, 600	300, 500	346, 200	393, 200
	10	176, 300	209, 500	251, 100	269, 400	302, 400	348, 200	395, 300
	11	177, 900	210, 900	252, 000	270, 500	304, 200	350, 100	397, 500
	12	179, 400	212, 100	252, 900	271, 700	306, 100	352, 100	399, 800
	13	180, 900	213, 500	254, 100	273, 000	307, 600	354, 000	401, 700
	14	182, 900	214, 900	255, 200	274, 200	309, 200	356, 100	403, 700
	15	184, 900	216, 400	256, 000	275, 400	311, 000	358, 200	405, 900
	16	186, 900	217, 600	257, 000	276, 800	312, 800	360, 200	408, 100
	17	189, 100	219, 000	257, 600	278, 100	314, 500	362, 200	410, 100

18	191, 200	220, 500	258, 500	279, 500	316, 100	364, 200	412, 300
19	193, 300	222, 000	259, 500	280, 700	317, 800	366, 300	414, 500
20	195, 400	223, 500	260, 400	282, 000	319, 500	368, 400	416, 600
21	197, 500	224, 700	261, 300	283, 600	320, 900	370, 100	418, 500
22	199, 700	226, 400	262, 300	285, 200	322, 400	372, 200	420, 400
23	201, 900	228, 100	263, 200	286, 700	323, 900	374, 300	422, 200
24	204, 100	229, 800	264, 200	288, 100	325, 400	376, 300	424, 100
25	206, 100	231, 100	265, 400	289, 400	326, 800	378, 300	425, 800
26	207, 400	232, 800	266, 500	291, 200	328, 200	379, 900	427, 400
27	208, 600	234, 500	267, 700	293, 000	329, 700	381, 800	429, 100
28	209, 900	236, 200	268, 900	294, 700	331, 300	383, 700	430, 700
29	211, 100	237, 800	270, 100	296, 000	332, 400	385, 500	432, 000
30	212, 200	239, 200	271, 600	297, 600	333, 900	387, 200	433, 300
31	213, 500	240, 500	273, 200	299, 200	335, 300	389, 100	434, 900
32	214, 700	241, 600	274, 600	300, 900	336, 800	390, 900	436, 400
33	216, 000	242, 800	276, 200	302, 300	338, 400	392, 600	438, 100
34	217, 300	243, 900	277, 700	303, 800	339, 900	394, 300	439, 700
35	218, 600	244, 800	279, 000	305, 400	341, 500	396, 100	441, 100
36	219, 900	245, 900	280, 300	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500
37	221, 100	246, 800	281, 900	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600
38	222, 500	247, 900	283, 300	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900
39	223, 800	248, 800	284, 800	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200
40	225, 200	249, 900	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600
41	226, 100	250, 400	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600
42	227, 500	251, 300	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300
43	228, 900	252, 200	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100
44	230, 300	253, 100	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700
45	231, 500	253, 900	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600	451, 600
46	232, 900	254, 900	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300
47	234, 200	255, 800	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100
48	235, 500	256, 800	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900
49	236, 500	257, 800	298, 900	324, 700	361, 800	416, 300	454, 600
50	237, 600	258, 900	300, 200	326, 100	363, 200	417, 400	455, 300
51	238, 600	260, 100	301, 400	327, 400	364, 500	418, 600	456, 000
52	239, 700	261, 300	302, 800	328, 700	365, 900	419, 700	456, 800
53	240, 600	262, 400	304, 200	330, 100	367, 400	420, 900	457, 600
54	241, 700	263, 900	305, 500	331, 500	368, 600	421, 900	458, 400
55	242, 700	265, 300	306, 900	332, 900	369, 700	423, 000	459, 100
56	243, 700	266, 700	308, 300	334, 200	370, 900	424, 100	459, 800
57	244, 400	268, 200	309, 100	335, 100	372, 000	425, 200	460, 600
58	245, 400	269, 800	310, 300	336, 400	372, 900	425, 700	
59	246, 100	271, 300	311, 500	337, 600	373, 900	426, 300	
60	247, 100	272, 800	312, 900	338, 900	374, 900	426, 700	
61	248, 000	274, 200	314, 000	340, 000	375, 500	427, 300	
62	249, 000	275, 700	315, 300	340, 900	376, 300	427, 800	

再任 用職 員以 外の 職員	63	249, 800	277, 200	316, 600	342, 100	377, 100	428, 200
	64	250, 800	278, 500	317, 800	343, 400	377, 900	428, 700
	65	251, 700	279, 900	319, 100	344, 500	378, 600	429, 300
	66	252, 600	281, 400	320, 400	345, 700	379, 300	429, 700
	67	253, 700	282, 900	321, 700	346, 900	380, 100	430, 000
	68	254, 600	284, 400	323, 000	348, 000	380, 800	430, 300
	69	255, 400	285, 500	323, 700	349, 000	381, 400	430, 700
	70	256, 500	287, 000	324, 800	350, 000	382, 000	431, 100
	71	257, 600	288, 500	325, 900	351, 100	382, 700	431, 400
	72	258, 700	289, 900	326, 800	352, 200	383, 300	431, 700
	73	260, 100	290, 900	328, 100	353, 000	384, 000	432, 100
	74	261, 400	292, 300	328, 800	354, 100	384, 500	432, 500
	75	262, 700	293, 500	329, 900	355, 200	385, 100	432, 800
	76	263, 900	294, 800	331, 100	356, 300	385, 600	433, 100
	77	264, 900	296, 200	332, 200	357, 000	386, 000	433, 500
	78	266, 000	297, 500	333, 400	357, 800	386, 600	433, 900
	79	267, 300	298, 700	334, 500	358, 600	387, 100	434, 200
	80	268, 500	300, 000	335, 700	359, 300	387, 400	434, 500
	81	269, 400	300, 500	336, 800	359, 900	387, 700	434, 900
	82	270, 400	301, 700	337, 900	360, 400	388, 200	
	83	271, 500	302, 800	338, 900	361, 000	388, 600	
	84	272, 600	304, 000	340, 000	361, 500	388, 900	
	85	273, 400	305, 100	340, 900	362, 100	389, 200	
	86	274, 300	306, 300	341, 900	362, 600	389, 700	
	87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400		
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800		
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100		
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700		
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200		
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700		
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200		
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800		
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300		
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800		
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200		
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800		
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300		
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800		

108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300
109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900
110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300
111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800
112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300
113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900
114	293, 700	324, 900	357, 700	
115	294, 100	325, 300	358, 200	
116	294, 400	325, 600	358, 600	
117	294, 700	325, 800	359, 000	
118	295, 000	326, 100	359, 400	
119	295, 300	326, 500	359, 900	
120	295, 700	326, 700	360, 400	
121	296, 000	326, 900	360, 800	
122	296, 400	327, 200	361, 300	
123	296, 700	327, 500	361, 800	
124	297, 100	327, 800	362, 300	
125	297, 300	328, 000	362, 600	
126	297, 500	328, 300		
127	297, 800	328, 700		
128	298, 200	328, 900		
129	298, 400	329, 100		
130	298, 700	329, 300		
131	299, 100	329, 700		
132	299, 500	329, 900		
133	299, 700	330, 200		
134	300, 000	330, 600		
135	300, 400	331, 000		
136	300, 700	331, 400		
137	300, 900	331, 700		
138	301, 200	332, 100		
139	301, 600	332, 500		
140	301, 900	332, 900		
141	302, 100	333, 200		
142	302, 500	333, 600		
143	302, 900	333, 900		
144	303, 200	334, 300		
145	303, 400	334, 600		
146	303, 600	335, 000		
147	303, 900	335, 400		
148	304, 300	335, 800		
149	304, 500	336, 100		
150	304, 700	336, 500		
151	305, 000	336, 900		

	152	305, 300	337, 300					
	153	305, 700	337, 600					
	154	305, 900						
	155	306, 100						
	156	306, 400						
	157	306, 700						
	158	307, 000						
	159	307, 300						
	160	307, 600						
	161	308, 000						
	162	308, 300						
	163	308, 600						
	164	308, 900						
	165	309, 300						
	166	309, 600						
	167	309, 900						
	168	310, 200						
	169	310, 600						
再任用職員		235, 100	255, 400	262, 600	272, 800	289, 100	326, 200	370, 600

備考 この表は、診療所、保健所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

第2条 北海道職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「15年」を「20年」に改め、同項第3号中「4万6,700円」を「5万5,000円」に改める。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条において「行政9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第9条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族である配偶者、父母等」に、「、同項第2号」を「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第3項第4号及び第6号において「行政8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」に改め、同条

第4項中「次条第3項」を「次条第3項第7号」に改める。

第10条第1項中「がある場合又は」を「（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政9級以上職員等から行政9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は」に改め、同項第1号中「場合」の次に「（行政9級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「場合を」を「場合及び行政9級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を」に改め、同条第2項中「に扶養親族」の次に「（行政9級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」を、「なった日」の次に「、行政9級以上職員等から行政9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級以上職員等以外の職員となった日」を加え、「前項」を「同項」に改め、「死亡した日」の次に「、行政9級以上職員等以外の職員から行政9級以上職員等となった職員に扶養親族

である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政 9 級以上職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「(行政 9 級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)」を加え、同条第 3 項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第 1 号又は第 3 号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政 9 級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政 9 級以上職員等が行政 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある行政 8 級職員等が行政 8 級職員等及び行政 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政 9 級以上職員等以外のものが行政 9 級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族である配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で行政 8 級職員等及び行政 9 級以上職員等以外のものが行政 8 級職員等となった場合
- (7) 職員の扶養親族である子で第 1 項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「、6 月に支給する

場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第 3 項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年北海道条例第121号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項の表中「395,000」を「396,000」に、「455,000」を「456,000」に、「515,000」を「516,000」に、「595,000」を「596,000」に、「692,000」を「693,000」に、「790,000」を「791,000」に改め、同条第 2 項の表中「329,000」を「330,000」に、「365,000」を「366,000」に、「393,000」を「394,000」に改め、同条第 6 項中「の定める」を「で定める」に改める。

第 6 条第 2 項中「、6 月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第4条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年北海道条例第67号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 8 条第 1 項」を「第 8 条」に改める。

第 5 条中「採用された職員（以下）」を「採用された職員（次条第 2 項において）」に、「短時間勤務職員（以下）」を「短時間勤務職員（次条第 2 項、第 8 条及び第10条において）」に改める。

第 7 条第 1 項の表中「373,000」を「374,000」に、「421,000」を「422,000」に、「471,000」を「472,000」に、「532,000」を「533,000」に、「607,000」を「608,000」に、「709,000」を「710,000」に、「829,000」を「830,000」に改め、同条第 4 項中「の定める」を「で定める」に改める。

第 8 条第 1 項を削り、同条第 2 項中「の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項」を「(地方公営企業等の労働関係に関する法律第 3 条第 4 号に規定する職員である任期付短時間勤務職員を除く。第10条において同じ。)」の給料

月額、北海道職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第75号。以下「道職員給与条例」という。）第5条第2項若しくは第3項の規定、北海道学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第78号。以下「学校職員給与条例」という。）第6条第2項若しくは第3項の規定（これらの規定を市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号。以下「市町村立学校職員給与条例」という。）第2条第2項において準用する場合を含む。）又は北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号。以下「警察職員給与条例」という。）第6条第2項若しくは第3項に改め、同項を同条とする。

第9条第2項から第4項までの規定中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

第10条第1項を削り、同条第2項中「第5条第2項から第9項まで、」、「、第10条の5、第11条の2」、「第6条第2項から第9項まで、」、「、第10条の2の3、第10条の2の5」及び「、第12条の4、第13条の2」を削り、同項を同条第1項とし、同条第3項の表中「第10条第3項」を「第10条第2項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項の表中「第10条第4項」を「第10条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第5項の表中「第10条第5項」を「第10条第4項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

附則第2項から第18項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第2条の規定、第3条中一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第6条第2項の改正規定（「100分の165」を「100分の167.5」に改める部分を除く。）及び第4条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項から第4項までの改正規定（「100分の165」を「100分の167.5」に改める部分を除く。）並びに附則第4項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定（前項ただし書に規定

する改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付研究員条例」という。）の規定及び第4条の規定（前項ただし書に規定する改正規定並びに同条中一般職の任期付職員の採用等に関する条例第1条、第5条、第8条及び第10条並びに附則の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（同項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の北海道職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例又は第4条の規定による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例、改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

（平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例）

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、第2条の規定による改正後の北海道職員の給与に関する条例（以下この項において「第2条改正後給与条例」という。）第9条第1項ただし書並びに第10条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、第2条改正後給与条例第9条第3項及び第10条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政8級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、同条第1項中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政9级以上職員等から行政9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9级以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9级以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行

政 9 級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政 9 級以上職員等から行政 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政 9 級以上職員等以外の職員から行政 9 級以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 6 号又は第 7 号」と、「第 1 号又は第 3 号」とあるのは「第 1 号」と、同項第 2 号中「扶養親族（行政 9 級以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第 4 号中「行政 8 級職員等が行政 8 級職員等及び行政 9 級以上職員等」とあるのは「行政 8 級以上職員等が行政 8 級以上職員等」と、同項第 6 号中「行政 8 級職員等及び行政 9 級以上職員等」とあるのは「行政 8 級以上職員等」と、「が行政 8 級職員等」とあるのは「が行政 8 級以上職員等」とする。（人事委員会規則への委任）

5 前 2 項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（北海道職員等の育児休業等に関する条例の一部改正）

6 北海道職員等の育児休業等に関する条例（平成 4 年北海道条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の表第 8 条第 1 項の項を削る。

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 12 月 25 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第 67 号

北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道学校職員の給与に関する条例（昭和 27 年北海道条例第 78 号）の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（第 3 項及び第 5 項から第 7 項までにおいて「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が 9 級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（第 5 項から第 7 項までにおいて「行政 9 級以上学校職員等」という。）に対しては、支給しない。

第 10 条第 3 項中「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族である配偶者、父母等」に、「、同項第 2 号」を「（行政職給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける学校職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める学校職員（第 7 項第 4 号及び第 6 号において「行政 8 級学校職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第 2 号」に、「次項、第 5 項第 2 号及び第 7 項」を「以下この条」に改め、同条第 4 項中「第 7 項」を「第 7 項第 7 号」に改め、同条第 5 項中「がある場合又は」を「（行政 9 級以上学校職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政 9 級以上学校職員等から行政 9 級以上学校職員等以外の学校職員となった学校職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は」に改め、同項第 1 号中「場合」の次に「（行政 9 級以上学校職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第 2 号中「場合を」を「場合及び行政 9 級以上学校職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を」に改め、同条第 6 項中「に扶養親族」の次に「（行政 9 級以上学校職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」を、「なった日」の次に「、行政 9 級以上学校職員等から行政 9 級以上学校職員等以外の学校職員となった学校職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその学校職員が行政 9 級以上学校職員等以外の学校職員となった日」を加え、「前項」を「同項」に改め、「死亡した日」の次に「、行政 9 級以上学校職員等以外

の学校職員から行政９級以上学校職員等となった学校職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその学校職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその学校職員が行政９級以上学校職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「(行政９級以上学校職員等にあつては、扶養親族である子に限る。)」を加え、同条第７項を次のように改める。

７ 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第１号又は第３号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (１) 扶養手当を受けている学校職員に更に第５項第１号に掲げる事実が生じた場合
- (２) 扶養手当を受けている学校職員の扶養親族（行政９級以上学校職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）で第５項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (３) 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第５項の規定による届出に係るものがある行政９級以上学校職員等が行政９級以上学校職員等以外の学校職員となった場合
- (４) 扶養親族である配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある行政８級学校職員等が行政８級学校職員等及び行政９級以上学校職員等以外の学校職員となった場合

(５) 扶養親族である配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある学校職員で行政９級以上学校職員等以外のものが行政９級以上学校職員等となった場合

(６) 扶養親族である配偶者、父母等で第５項の規定による届出に係るものがある学校職員で行政８級学校職員等及び行政９級以上学校職員等以外のものが行政８級学校職員等となった場合

(７) 学校職員の扶養親族である子で第５項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第17条中「4,200円」を「4,400円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同条ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「1万800円」を「1万1,100円」に改める。

第19条第２項中「、６月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「、６月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」を「100分の110」に改め、同条第３項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第19条の４第２項第１号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第２号中「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第５条関係）

行政職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級 給 料 月 額	2 級 給 料 月 額	3 級 給 料 月 額	4 級 給 料 月 額	5 級 給 料 月 額	6 級 給 料 月 額	7 級 給 料 月 額	8 級 給 料 月 額	9 級 給 料 月 額	10 級 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100	458,400	521,700
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800

5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400			
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100			
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600			

再任 用職 員以 外の 学校 職員	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000				
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400				
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800				
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200				
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600				
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000				
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300				
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600				
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000				
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300				
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800						
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000						
	94		294,900	342,600	381,500							

	95		295, 200	343, 100	381, 900						
	96		295, 600	343, 500	382, 300						
	97		295, 800	343, 700	382, 600						
	98		296, 100	344, 100	383, 100						
	99		296, 500	344, 500	383, 500						
	100		296, 900	344, 800	383, 900						
	101		297, 100	345, 100	384, 200						
	102		297, 400	345, 500	384, 700						
	103		297, 800	345, 900	385, 100						
	104		298, 100	346, 300	385, 500						
	105		298, 300	346, 800	385, 800						
	106		298, 600	347, 200							
	107		299, 000	347, 600							
	108		299, 300	348, 000							
	109		299, 500	348, 500							
	110		299, 900	348, 900							
	111		300, 300	349, 200							
	112		300, 600	349, 500							
	113		300, 800	350, 000							
	114		301, 000								
	115		301, 300								
	116		301, 700								
	117		301, 900								
	118		302, 100								
	119		302, 400								
	120		302, 700								
	121		303, 100								
	122		303, 300								
	123		303, 600								
	124		303, 900								
	125		304, 200								
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000	521, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての学校職員に適用する。ただし、第22条及び附則第2項に規定する学校職員を除く。

別表第2（第5条関係）

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	157, 900	202, 300	262, 400	330, 200	416, 900
	2	159, 400	204, 000	264, 900	332, 400	418, 700

3	160, 900	205, 600	267, 200	334, 700	420, 500
4	162, 400	207, 300	269, 500	336, 800	422, 200
5	164, 100	209, 100	272, 000	339, 000	423, 700
6	166, 000	210, 700	274, 400	341, 200	425, 200
7	167, 800	212, 400	276, 600	343, 500	427, 100
8	169, 600	214, 000	278, 800	345, 800	429, 000
9	171, 400	215, 800	281, 000	347, 500	430, 800
10	173, 500	217, 700	283, 300	349, 600	432, 600

	11	175,500	219,600	285,700	351,700	434,500			56	252,700	322,300	380,600	427,600			
	12	177,500	221,500	287,900	353,800	436,300			57	254,000	324,200	382,100	429,100			
	13	179,500	223,000	290,300	355,900	438,000			58	255,100	326,300	383,700	430,600			
	14	181,700	225,000	292,400	357,900	439,900			59	256,200	328,400	385,400	431,800			
	15	183,900	227,000	294,300	359,900	441,700			60	257,400	330,400	387,100	433,000			
	16	186,100	229,000	296,300	361,900	443,600			61	258,700	332,500	388,300	434,200			
	17	188,400	230,800	298,400	363,500	445,300			62	259,800	334,600	389,700	435,500			
	18	191,000	233,500	300,900	365,400	447,100			63	261,200	336,800	391,100	436,800			
	19	193,500	236,200	303,400	367,200	448,900			64	262,300	339,000	392,400	438,000			
	20	196,000	238,900	306,100	369,200	450,700			65	263,600	340,700	393,800	439,200			
	21	198,500	241,500	308,300	370,800	452,300			66	265,100	342,900	395,000	440,400			
	22	200,200	244,300	310,900	372,700	454,000			67	266,600	344,900	396,400	441,600			
	23	201,900	246,900	313,200	374,500	455,900			68	268,300	347,100	397,800	442,800			
	24	203,600	249,600	315,900	376,400	457,600			69	269,700	348,900	399,100	444,000			
	25	205,100	252,100	318,500	377,700	459,300			70	271,100	350,800	400,400	445,200			
	26	206,600	254,600	320,800	379,500	460,900			71	272,500	352,800	401,800	446,400			
	27	208,300	257,100	323,200	381,300	462,500			72	273,900	354,800	403,100	447,600			
	28	209,900	259,400	325,400	383,200	464,000			再任	73	275,000	356,400	404,400	448,700		
	29	211,400	262,000	327,600	385,000	465,500			用職	74	276,400	358,300	405,800	449,300		
	30	213,100	264,400	329,600	386,900	466,800			員以	75	277,800	360,100	407,200	449,800		
	31	214,800	266,600	331,800	388,800	468,100			外の	76	279,000	362,000	408,500	450,300		
	32	216,500	268,800	334,000	390,800	469,400			学校	77	280,200	363,800	409,700	450,800		
	33	218,000	270,900	335,800	392,500	470,600			職員	78	281,400	365,500	410,900	451,400		
	34	219,800	273,100	337,900	394,200	471,300				79	282,600	367,200	412,200	451,900		
	35	221,600	275,300	340,000	395,800	472,000				80	283,800	368,800	413,600	452,400		
	36	223,400	277,300	342,000	397,600	472,700				81	284,900	370,300	414,900	452,900		
	37	224,900	279,600	344,100	398,800	473,300				82	286,100	371,800	416,100	453,500		
	38	226,700	281,600	346,200	400,300	474,000				83	287,300	373,300	417,100	454,000		
	39	228,500	283,500	348,400	401,700	474,700				84	288,500	374,700	418,300	454,500		
	40	230,300	285,500	350,500	403,100	475,400				85	289,500	375,800	419,500	455,000		
	41	232,000	287,300	352,400	404,800	476,000				86	290,600	377,200	420,700	455,600		
	42	233,700	289,700	354,500	406,200	476,700				87	291,600	378,600	421,900	456,100		
	43	235,300	292,000	356,400	407,500	477,400				88	292,800	379,900	422,900	456,600		
	44	236,900	294,500	358,500	409,000	478,100				89	293,900	381,200	424,000	457,100		
	45	238,300	296,500	360,300	410,600	478,700				90	295,000	382,500	425,000			
	46	239,700	299,000	362,300	411,900	479,400				91	296,200	383,700	426,000			
	47	241,000	301,300	364,200	413,400	480,100				92	297,400	385,000	427,000			
	48	242,200	304,000	366,200	415,000	480,800				93	297,900	386,300	427,900			
	49	243,600	306,400	367,800	416,700	481,400				94	298,900	387,400	428,700			
	50	245,100	308,800	369,600	418,100					95	300,000	388,700	429,500			
	51	246,300	311,300	371,500	419,700					96	301,200	389,900	430,300			
	52	247,800	313,600	373,500	421,200					97	302,200	391,300	431,100			
	53	249,000	315,800	375,300	422,900					98	303,300	392,300	431,500			
	54	250,200	318,000	377,100	424,400					99	304,300	393,400	431,900			
	55	251,600	320,100	378,900	426,000					100	305,400	394,400	432,300			

101	306, 300	395, 300	432, 700
102	307, 400	396, 300	433, 000
103	308, 500	397, 400	433, 300
104	309, 500	398, 500	433, 600
105	310, 100	399, 200	433, 900
106	311, 000	400, 100	434, 200
107	311, 800	401, 000	434, 500
108	312, 600	401, 900	434, 700
109	313, 500	402, 700	434, 900
110	313, 900	403, 600	435, 200
111	314, 300	404, 400	435, 500
112	314, 800	405, 200	435, 700
113	315, 400	405, 800	435, 900
114	315, 800	406, 500	436, 200
115	316, 300	407, 200	436, 500
116	316, 800	407, 900	436, 700
117	317, 400	408, 500	436, 900
118	317, 900	409, 000	
119	318, 300	409, 400	
120	318, 800	409, 800	
121	319, 300	410, 200	
122	319, 700	410, 500	
123	320, 200	410, 800	
124	320, 700	411, 000	
125	321, 300	411, 200	
126	321, 600	411, 500	
127	321, 900	411, 800	
128	322, 200	412, 000	
129	322, 400	412, 200	
130	322, 700	412, 500	
131	323, 000	412, 800	
132	323, 300	413, 000	
133	323, 500	413, 200	
134	323, 700	413, 500	
135	323, 900	413, 800	
136	324, 200	414, 000	
137	324, 500	414, 200	
138	324, 700	414, 500	
139	325, 000	414, 800	
140	325, 300	415, 000	
141	325, 500	415, 200	
142	325, 700	415, 500	
143	326, 000	415, 800	
144	326, 200	416, 000	

	145	326, 500	416, 200			
	146	326, 700				
	147	327, 000				
	148	327, 300				
	149	327, 500				
	150	327, 700				
	151	328, 000				
	152	328, 300				
	153	328, 500				
再任用職員		234, 000	274, 300	303, 000	331, 100	415, 200

備考(1) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号俵	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000

	114	303,900	386,200	415,900				用職 員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200
	115	304,100	387,100	416,200				備考(1) この表は、中等教育学校の前期課程及びこれに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						
	116	304,400	388,000	416,400				(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。						
	117	304,700	388,800	416,600				附 則						
	118	305,000	389,500					(施行期日等)						
	119	305,300	390,300					1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第10条第1項にただし書を加える改正規定並びに同条第3項から第7項まで並びに第19条第2項及び第3項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。						
	120	305,600	391,100					2 この条例（前項ただし書に規定する規定を除く。次項において同じ。）による改正後の北海道学校職員の給与に関する条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。						
	121	305,800	391,700					（給与の内払）						
	122	306,000	392,500					3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。						
	123	306,200	393,200					（人事委員会規則への委任）						
	124	306,500	393,900					4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。						
	125	306,800	394,500											
	126		395,200					市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。						
	127		395,700					平成30年12月25日						
	128		396,300					北海道知事 高 橋 はるみ						
	129		397,000					北海道条例第68号						
	130		397,600					市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例						
	131		398,100					市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例（昭和27年北海道条例第79号）の一部を次のように改正する。						
	132		398,600					別表第1を次のように改める。						
	133		398,900					別表第1（第2条関係）						
	134		399,200											
	135		399,500											
	136		399,800											
	137		400,100											
	138		400,400											
	139		400,700											
	140		401,000											
	141		401,300											
	142		401,600											
	143		401,900											
	144		402,200											
	145		402,400											
	146		402,700											
	147		403,000											
	148		403,200											
	149		403,400											
	150		403,700											
	151		404,000											
	152		404,200											
	153		404,400											
	154		404,700											
	155		405,000											
	156		405,200											
	157		405,400											
再任														

教 育 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	特 2	3	4
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	406,700
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	408,200
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	409,700
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	411,200
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	412,600
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	414,000
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	415,500
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	417,100
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	418,500
	10	173,500	194,000	283,300	313,900	419,900
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	421,300
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	422,600
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	423,900
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	425,300
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	426,700
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	428,100
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	429,300
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	430,600
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	431,800
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	433,100
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	434,200
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	435,400
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	436,700
	24	203,600	221,500	315,900	345,800	438,000
	25	205,100	223,000	318,500	347,500	439,300
	26	206,500	225,000	320,800	349,300	440,500
	27	208,100	227,000	323,200	351,200	441,500
	28	209,600	229,000	325,400	353,100	442,600
	29	211,300	230,800	327,600	354,900	443,800
	30	213,000	233,500	329,600	356,700	444,600
	31	214,700	236,200	331,800	358,400	445,400
	32	216,400	238,900	334,000	360,300	446,300
	33	217,800	241,500	335,800	361,600	447,200
	34	219,500	244,300	337,900	363,300	447,700
	35	221,200	246,900	340,000	364,800	448,200
	36	222,900	249,600	342,000	366,600	448,700
	37	224,300	252,100	344,000	368,500	449,200
	38	226,000	254,600	345,900	370,000	449,700
	39	227,700	257,100	347,900	371,300	450,200

40	229,400	259,400	349,800	372,900	450,700
41	231,000	262,000	351,300	374,000	451,200
42	232,700	264,400	353,100	375,400	451,700
43	234,300	266,600	354,700	376,800	452,200
44	235,900	268,800	356,400	378,300	452,700
45	237,600	270,900	358,200	379,700	453,200
46	239,100	273,100	359,900	381,300	453,700
47	240,400	275,300	361,200	382,900	454,200
48	241,800	277,300	362,800	384,400	454,700
49	243,000	279,600	364,000	385,800	455,200
50	244,400	281,600	365,500	387,300	
51	245,900	283,500	367,100	388,800	
52	247,100	285,500	368,700	390,200	
53	248,200	287,300	370,100	391,400	
54	249,600	289,700	371,600	392,700	
55	250,800	292,000	373,100	393,800	
56	252,000	294,500	374,600	394,900	
57	253,200	296,500	376,100	396,300	
58	254,400	299,000	377,500	397,500	
59	255,500	301,300	378,900	398,700	
60	256,700	304,000	380,200	400,000	
61	258,100	306,400	381,100	401,200	
62	259,100	308,800	382,300	402,200	
63	260,300	311,300	383,500	403,600	
64	261,200	313,600	384,600	404,900	
65	262,200	315,800	385,500	406,100	
66	263,600	318,000	386,700	407,200	
67	265,000	320,100	387,700	408,400	
68	266,400	322,300	388,800	409,500	
69	268,000	324,200	390,000	410,500	
70	269,500	326,300	391,000	411,700	
71	271,000	328,400	392,100	412,900	
72	272,400	330,400	393,300	414,100	
73	273,400	332,500	394,300	414,700	
74	274,600	334,600	395,400	415,500	
75	275,900	336,800	396,500	416,200	
76	277,100	339,000	397,600	416,700	
77	278,300	340,700	398,500	417,000	
78	279,400	342,600	399,400	417,400	
79	280,600	344,300	400,400	417,800	
80	281,800	346,100	401,400	418,200	
81	283,000	347,900	402,200	418,500	
82	283,900	349,700	403,000	418,900	
83	285,100	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	

再任
用職
員以
外の
学校
職員

	85	287,200	354,100	405,200	419,900			129		397,000				
	86	288,100	355,700	406,000	420,300			130		397,600				
	87	288,800	357,200	406,700	420,700			131		398,100				
	88	289,800	358,700	407,400	421,000			132		398,600				
	89	290,800	360,000	408,000	421,300			133		398,900				
	90	291,700	361,300	408,700	421,600			134		399,200				
	91	292,600	362,700	409,200	421,900			135		399,500				
	92	293,400	364,100	409,900	422,100			136		399,800				
	93	293,700	365,600	410,300	422,300			137		400,100				
	94	294,400	366,900	410,700	422,600			138		400,400				
	95	295,100	368,200	411,000	422,900			139		400,700				
	96	295,900	369,400	411,300	423,100			140		401,000				
	97	296,700	370,400	411,600	423,300			141		401,300				
	98	297,500	371,400	411,900	423,600			142		401,600				
	99	298,300	372,400	412,200	423,900			143		401,900				
	100	299,000	373,400	412,400	424,100			144		402,200				
	101	299,900	374,300	412,600	424,300			145		402,400				
	102	300,400	375,300	412,900	424,600			146		402,700				
	103	300,900	376,300	413,200	424,900			147		403,000				
	104	301,400	377,300	413,400	425,100			148		403,200				
	105	301,600	378,100	413,600	425,300			149		403,400				
	106	302,000	379,000	413,900				150		403,700				
	107	302,300	379,900	414,200				151		404,000				
	108	302,500	380,900	414,400				152		404,200				
	109	302,700	381,700	414,600				153		404,400				
	110	302,900	382,700	414,900				154		404,700				
	111	303,200	383,700	415,200				155		405,000				
	112	303,500	384,700	415,400				156		405,200				
	113	303,700	385,300	415,600				157		405,400				
	114	303,900	386,200	415,900				再任用職員	225,200	271,100	298,100	324,400	405,200	
	115	304,100	387,100	416,200				備考(1) この表は、中学校、義務教育学校、小学校及びこれらに準ずるもので人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の学校職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。						
	116	304,400	388,000	416,400				(2) この表の適用を受ける学校職員のうち、その職務の級が3級である学校職員で人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。						
	117	304,700	388,800	416,600				附 則						
	118	305,000	389,500					1 この条例は、規則で定める日から施行し、この条例による改正後の市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の規定は、平成30年4月1日から適用する。						
	119	305,300	390,300					2 この条例の施行に伴う経過措置については、北海道学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年北海道条例第 67 号）附則第3項及び第						
	120	305,600	391,100											
	121	305,800	391,700											
	122	306,000	392,500											
	123	306,200	393,200											
	124	306,500	393,900											
	125	306,800	394,500											
	126		395,200											
	127		395,700											
	128		396,300											

4 項の規定を準用する。

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年12月25日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第69号

北海道地方警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年北海道条例第34号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（第3項及び次条において「扶養親族である配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条において「行政9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。

第11条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族」を「扶養親族である配偶者、父母等」に、「、同項第2号」を「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（次条第3項第4号及び第6号において「行政8級職員等」という。）にあっては、3,500円）、前項第2号」に改め、同条第4項中「次条第3項」を「次条第3項第7号」に改める。

第12条第1項中「がある場合又は」を「（行政9級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政9級以上職員等から行政9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合又は」に改め、同項第1号中「場合」の次に「（行政9級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」を加え、同項第2号中「場合を」を「場合及び行政9級以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を」に改め、同条第2

項中「に扶養親族」の次に「（行政9級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）」を、「なった日」の次に「、行政9級以上職員等から行政9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級以上職員等以外の職員となった日」を加え、「前項」を「同項」に改め、「死亡した日」の次に「、行政9級以上職員等以外の職員から行政9級以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9級以上職員等となった日」を、「の扶養親族」の次に「（行政9級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）」を加え、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政9級以上職員等にあっては、扶養親族である子に限る。）で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族である配偶者、父母等及び扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るものがある行政9級以上職員等が行政9級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るもの及び扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政9級以上職員等以外のものが行政9級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族である配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で行政8級職員等及び行政9級以上職員等以外のものが行政8級職員

等となった場合

(7) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

第19条中「4,200円」を「4,400円」に、「7,200円」を「7,400円」に改め、同条ただし書中「6,300円」を「6,600円」に、「1万800円」を「1万1,100円」に改める。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5」を「100分の130」に、「、6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5」

を「100分の110」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の55」と、「100分の117.5」とあるのは「100分の70」を「100分の130」とあるのは「100分の72.5」と、「100分の110」とあるのは「100分の62.5」に改める。

第22条の4第2項第1号中「100分の90」を「100分の92.5」に、「100分の110」を「100分の112.5」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の45」に、「100分の52.5」を「100分の55」に改める。

別表第1から別表第5までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

公安職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	167,700	183,500	209,900	249,600	292,900	319,300	347,600	381,900	422,800
	2	169,400	185,200	211,900	251,400	294,900	321,500	349,800	384,100	424,600
	3	171,200	187,000	213,900	253,200	297,000	323,800	352,100	386,000	426,500
	4	172,900	188,800	215,900	255,000	299,300	325,900	354,300	388,100	428,400
	5	174,400	190,700	217,900	256,700	301,000	328,100	356,300	389,800	429,800
	6	176,300	193,000	219,700	258,500	303,200	330,300	358,400	391,800	431,500
	7	178,100	195,300	221,700	260,100	305,300	332,600	360,600	393,600	433,100
	8	180,000	197,600	223,600	261,800	307,500	334,800	362,800	395,400	434,600
	9	181,700	199,800	225,700	263,100	309,400	336,500	364,500	397,100	436,200
	10	183,400	202,400	227,500	264,700	311,600	338,800	366,700	399,100	437,900
	11	185,100	204,900	229,300	266,000	313,900	341,000	368,700	401,100	439,500
	12	186,800	207,400	231,100	267,300	316,000	343,300	370,900	403,200	441,100
	13	188,700	209,700	232,900	268,700	318,100	345,300	372,700	404,900	442,200
	14	190,800	211,500	234,800	270,100	320,400	347,400	374,800	407,000	443,800
	15	192,900	213,300	236,700	271,200	322,600	349,600	376,800	409,000	445,600
	16	195,000	215,100	238,600	272,500	324,800	351,700	378,900	411,100	447,400
	17	197,200	217,000	240,100	273,300	326,500	353,700	380,500	412,800	449,000
	18	199,600	218,700	241,900	274,700	328,800	355,700	382,500	414,500	450,800
	19	202,000	220,600	243,700	276,100	330,900	357,700	384,400	416,200	452,600
	20	204,400	222,400	245,500	277,500	333,200	359,800	386,400	417,800	454,300
	21	206,900	224,100	247,100	278,800	335,100	361,500	388,100	419,500	455,900
	22	208,700	225,900	248,500	280,200	337,100	363,500	390,200	421,100	457,600
	23	210,400	227,700	249,700	281,500	339,200	365,300	392,300	422,500	459,200

24	212, 200	229, 500	251, 000	283, 000	341, 200	367, 400	394, 300	424, 000	461, 000
25	214, 100	231, 100	252, 300	284, 200	343, 100	369, 100	396, 000	425, 300	462, 500
26	215, 800	232, 800	253, 500	286, 000	345, 200	371, 100	398, 000	426, 700	463, 900
27	217, 600	234, 500	254, 800	288, 000	347, 100	373, 100	400, 100	428, 200	465, 400
28	219, 300	236, 200	256, 000	290, 000	349, 100	375, 100	402, 200	429, 800	466, 700
29	221, 200	237, 400	257, 100	291, 900	350, 900	376, 900	403, 700	431, 100	467, 900
30	223, 000	239, 200	258, 200	293, 900	353, 000	379, 000	405, 500	432, 800	468, 600
31	224, 800	241, 000	259, 500	295, 700	354, 800	381, 100	407, 200	434, 500	469, 300
32	226, 600	242, 800	260, 600	297, 600	356, 900	383, 100	408, 900	436, 100	470, 000
33	228, 200	244, 200	261, 100	299, 300	358, 300	385, 000	410, 600	437, 500	470, 500
34	229, 900	245, 700	262, 300	301, 100	360, 300	387, 100	412, 100	439, 200	471, 300
35	231, 600	247, 000	263, 400	303, 000	362, 200	389, 200	413, 700	440, 900	472, 000
36	233, 300	248, 400	264, 600	304, 800	364, 300	391, 100	415, 200	442, 500	472, 600
37	234, 500	249, 700	265, 500	306, 600	366, 200	392, 800	416, 500	443, 900	472, 900
38	236, 300	251, 000	266, 700	308, 500	368, 300	394, 300	418, 000	444, 600	473, 500
39	238, 100	252, 200	267, 700	310, 400	370, 300	395, 600	419, 500	445, 300	474, 000
40	239, 900	253, 400	268, 700	312, 100	372, 300	397, 000	421, 000	446, 000	474, 500
41	241, 300	254, 500	269, 900	313, 800	374, 300	398, 200	422, 500	446, 400	475, 000
42	242, 700	255, 700	271, 200	315, 600	376, 400	399, 300	423, 800	447, 000	475, 400
43	244, 000	256, 800	272, 500	317, 500	378, 500	400, 300	425, 100	447, 700	475, 800
44	245, 200	257, 900	273, 700	319, 400	380, 500	401, 300	426, 300	448, 300	476, 200
45	246, 500	258, 600	274, 800	321, 100	382, 200	402, 500	427, 300	449, 100	476, 500
46	247, 600	259, 700	276, 300	323, 000	383, 900	403, 700	428, 000	449, 800	
47	248, 600	260, 800	277, 800	324, 900	385, 500	404, 800	428, 800	450, 300	
48	249, 500	262, 000	279, 300	326, 700	387, 200	406, 000	429, 600	450, 800	
49	250, 300	262, 900	281, 100	328, 100	388, 600	407, 300	430, 100	451, 300	
50	251, 400	264, 100	282, 800	329, 700	389, 600	408, 100	430, 500	451, 600	
51	252, 600	265, 100	284, 500	331, 100	390, 600	408, 900	430, 900	451, 900	
52	253, 700	266, 200	286, 000	332, 800	391, 600	409, 600	431, 200	452, 300	
53	254, 300	267, 400	287, 500	334, 300	392, 900	410, 100	431, 500	452, 700	
54	255, 500	268, 300	289, 300	336, 000	394, 000	410, 800	431, 900	452, 900	
55	256, 400	269, 700	291, 000	337, 600	395, 100	411, 500	432, 200	453, 200	
56	257, 600	270, 900	292, 700	339, 400	396, 300	412, 100	432, 500	453, 400	
57	258, 600	271, 900	294, 100	340, 300	397, 600	412, 800	432, 800	453, 800	
58	259, 600	273, 500	295, 800	342, 000	398, 400	413, 200	433, 100	454, 000	
59	260, 400	274, 900	297, 600	343, 600	399, 200	413, 800	433, 400	454, 200	
60	261, 400	276, 400	299, 400	345, 200	399, 900	414, 400	433, 700	454, 400	
61	262, 500	278, 000	300, 800	346, 800	400, 400	414, 800	434, 000	454, 800	
62	263, 400	279, 600	302, 600	348, 500	401, 100	415, 400	434, 300	455, 000	
63	264, 500	281, 200	304, 400	350, 200	401, 800	415, 900	434, 600	455, 200	
64	265, 400	282, 700	306, 100	351, 900	402, 500	416, 400	434, 900	455, 400	
65	266, 500	284, 100	307, 400	353, 500	402, 800	416, 900	435, 200	455, 800	
66	267, 700	285, 500	309, 100	355, 100	403, 500	417, 500	435, 500	456, 000	
67	268, 900	287, 000	310, 500	356, 700	404, 200	417, 900	435, 800	456, 200	
68	270, 000	288, 400	312, 200	358, 300	404, 800	418, 400	436, 100	456, 400	

再任 用職 員以 外の 職員	69	271,200	289,900	313,600	359,500	405,200	418,800	436,300	456,800		
	70	272,600	291,400	315,000	360,900	405,700	419,100	436,600			
	71	274,000	293,000	316,300	362,200	406,300	419,400	436,900			
	72	275,300	294,600	317,800	363,600	406,800	419,700	437,200			
	73	276,500	295,800	318,500	364,800	407,300	420,000	437,400			
	74	277,900	297,200	320,100	366,000	407,700	420,300	437,700			
	75	279,300	298,700	321,600	367,300	408,200	420,600	438,000			
	76	280,500	300,200	323,300	368,600	408,700	420,900	438,300			
	77	281,600	301,100	325,100	369,900	409,200	421,100	438,500			
	78	282,800	302,600	326,800	371,100	409,700	421,400	438,800			
	79	284,000	303,800	328,400	372,300	410,300	421,700	439,100			
	80	285,000	305,300	330,000	373,500	410,800	422,000	439,400			
	81	286,100	306,600	331,700	374,700	411,200	422,200	439,600			
	82	287,300	308,000	333,400	375,900	411,800	422,500	439,900			
	83	288,600	309,100	335,000	377,000	412,300	422,800	440,200			
	84	289,900	310,500	336,700	378,200	412,500	423,000	440,500			
	85	291,000	311,400	338,100	379,300	412,800	423,200	440,700			
	86	292,200	312,900	339,600	379,900	413,300	423,500				
	87	293,100	314,200	341,100	380,400	413,600	423,800				
	88	294,300	315,700	342,600	381,000	413,900	424,000				
	89	295,300	317,200	343,900	381,600	414,200	424,200				
	90	296,500	318,700	345,100	382,200	414,600	424,500				
	91	297,600	320,100	346,400	382,800	415,000	424,800				
	92	298,800	321,600	347,700	383,400	415,400	425,000				
	93	299,300	322,900	349,100	383,700	415,700	425,200				
	94	300,600	324,200	350,600	384,200	416,100					
	95	301,700	325,600	352,100	384,800	416,500					
	96	303,000	326,900	353,600	385,300	416,900					
	97	304,100	328,100	354,900	385,700	417,200					
	98	305,300	329,400	356,100	386,100						
	99	306,500	330,700	357,200	386,700						
	100	307,700	332,000	358,400	387,200						
	101	308,900	333,400	359,500	387,600						
	102	309,900	334,300	360,600	388,100						
	103	311,000	335,400	361,700	388,700						
	104	312,000	336,600	362,900	389,200						
	105	312,800	337,700	364,100	389,500						
	106	313,400	338,800	364,600	389,900						
	107	314,000	339,800	365,200	390,400						
	108	314,700	340,900	365,800	390,700						
	109	315,200	342,100	366,400	391,000						
	110	315,700	343,100	366,900	391,500						
	111	316,200	344,100	367,400	392,000						
	112	316,800	345,000	367,900	392,500						

	113	317, 600	345, 900	368, 300	392, 800					
	114	318, 300	346, 800	368, 700	393, 300					
	115	319, 000	347, 800	369, 300	393, 800					
	116	319, 700	348, 800	369, 800	394, 300					
	117	320, 300	349, 800	370, 200	394, 600					
	118	321, 100	350, 300	370, 700	395, 100					
	119	321, 800	350, 900	371, 300	395, 600					
	120	322, 600	351, 500	371, 800	396, 100					
	121	323, 200	351, 800	372, 000	396, 500					
	122	323, 500	352, 200	372, 500	397, 000					
	123	324, 000	352, 700	373, 000	397, 400					
	124	324, 500	353, 100	373, 400	397, 900					
	125	324, 800	353, 500	373, 900	398, 300					
	126		353, 900	374, 400						
	127		354, 400	374, 900						
	128		354, 800	375, 400						
	129		355, 200	375, 700						
	130		355, 600	376, 200						
	131		356, 000	376, 700						
	132		356, 400	377, 200						
	133		356, 600	377, 500						
	134		357, 100	378, 000						
	135		357, 500	378, 400						
	136		357, 800	378, 800						
	137		358, 100	379, 100						
	138		358, 500	379, 600						
	139		359, 000	380, 100						
	140		359, 500	380, 600						
	141		359, 800	380, 900						
	142		360, 300							
	143		360, 800							
	144		361, 300							
	145		361, 600							
再任用職員		241, 500	253, 200	257, 300	288, 600	305, 100	319, 200	342, 800	377, 900	409, 500

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	円 144, 100	円 194, 000	円 230, 000	円 263, 000	円 288, 900	円 319, 200	円 362, 900	円 408, 100	円 458, 400	円 521, 700

2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500	461,500	524,600
3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000	464,500	527,700
4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400	467,500	530,800
5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300	470,500	533,900
6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600	473,500	536,200
7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700	476,500	538,700
8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600	541,100
9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300	543,500
10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400	545,300
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400	547,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500	549,000
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200	550,700
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500	552,100
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800	553,400
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100	554,500
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200	555,800
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600	556,800
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100	557,700
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500	558,600
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700	559,500
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100	
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600	
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100	
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200	
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300	
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500	
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700	
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700	
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600	
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500	
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400	
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200	
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100	
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800	
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300	
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000	
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600	
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400	
40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000	
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500	
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	528,100	
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	528,900	
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	529,500	
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	530,000	
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000			

再任 用職 員以 外の 職員	47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400				
	48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100				
	49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600				
	50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000				
	51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400				
	52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800				
	53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200				
	54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600				
	55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000				
	56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300				
	57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600				
	58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000				
	59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300				
	60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600				
	61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900				
	62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100					
	63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400					
	64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700					
	65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000					
	66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300					
	67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600					
	68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900					
	69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100					
	70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400					
	71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700					
	72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000					
	73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200					
	74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500					
	75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800					
	76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000					
	77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200					
	78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500					
	79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800					
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000					
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200					
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500					
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800					
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000					
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200					
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300						
	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600						
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800						
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000						
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300						
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600						

	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800					
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000					
	94		294, 900	342, 600	381, 500						
	95		295, 200	343, 100	381, 900						
	96		295, 600	343, 500	382, 300						
	97		295, 800	343, 700	382, 600						
	98		296, 100	344, 100	383, 100						
	99		296, 500	344, 500	383, 500						
	100		296, 900	344, 800	383, 900						
	101		297, 100	345, 100	384, 200						
	102		297, 400	345, 500	384, 700						
	103		297, 800	345, 900	385, 100						
	104		298, 100	346, 300	385, 500						
	105		298, 300	346, 800	385, 800						
	106		298, 600	347, 200							
	107		299, 000	347, 600							
	108		299, 300	348, 000							
	109		299, 500	348, 500							
	110		299, 900	348, 900							
	111		300, 300	349, 200							
	112		300, 600	349, 500							
	113		300, 800	350, 000							
	114		301, 000								
	115		301, 300								
	116		301, 700								
	117		301, 900								
	118		302, 100								
	119		302, 400								
	120		302, 700								
	121		303, 100								
	122		303, 300								
	123		303, 600								
	124		303, 900								
	125		304, 200								
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000	521, 400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条及び附則第2項に規定する職員を除く。

別表第3（第5条関係）

海 事 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1	2	3	4	5
		級	級	級	級	級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額

		円	円	円	円	円
1	172, 900	226, 600	270, 400	319, 200	356, 100	
2	175, 200	228, 800	272, 200	321, 200	358, 400	
3	177, 700	230, 800	274, 000	323, 300	360, 600	
4	180, 000	232, 900	275, 800	325, 400	363, 100	
5	182, 400	234, 900	277, 100	327, 600	365, 100	

6	184,900	236,900	279,000	329,500	368,200		再任	51	253,700	301,100	353,400	412,400	440,900
7	187,300	239,000	280,800	331,100	371,400		用職	52	254,100	302,000	354,800	413,300	441,600
8	189,900	241,100	282,600	332,800	374,300		員以	53	254,300	303,000	356,100	413,500	442,200
9	192,100	243,300	284,000	334,300	377,100		外の	54	254,700	304,000	357,500	413,900	442,900
10	194,500	245,200	286,500	336,600	380,200		職員	55	255,100	305,100	358,800	414,400	443,600
11	196,900	247,100	288,700	338,900	383,300			56	255,800	306,000	360,200	414,900	444,200
12	199,400	249,000	290,900	341,400	386,300			57	256,100	307,100	360,800	415,300	444,600
13	201,900	250,700	293,300	343,300	389,000			58	256,800	308,100	362,000	415,500	445,300
14	204,500	252,600	295,900	345,600	391,700			59	257,200	309,200	363,100	416,100	446,000
15	207,200	254,400	298,100	347,900	394,500			60	257,800	310,300	364,400	416,500	446,700
16	209,800	256,300	300,500	350,300	397,200			61	258,400	311,000	365,500	416,800	447,100
17	212,200	257,900	302,700	352,600	400,000			62	258,800	311,700	366,100	417,400	447,400
18	214,900	259,800	304,900	355,100	402,000			63	259,300	312,500	366,600	418,000	447,700
19	217,600	261,700	307,100	357,500	404,000			64	259,800	313,300	367,200	418,600	448,000
20	220,300	263,600	309,200	359,900	406,000			65	260,200	313,600	367,600	419,200	448,200
21	222,900	265,100	311,200	362,300	407,500			66	260,600	314,300	368,100	419,800	448,500
22	224,500	266,700	312,400	364,700	409,400			67	260,800	314,800	368,600	420,300	448,800
23	226,100	268,200	313,500	366,900	411,200			68	261,300	315,400	369,100	420,900	449,100
24	227,700	269,600	314,700	369,200	413,200			69	261,600	316,100	369,300	421,500	449,300
25	229,200	271,100	316,000	371,300	414,700			70			369,600	422,000	449,600
26	230,600	272,700	317,400	373,700	416,200			71			370,000	422,600	449,900
27	232,100	274,100	318,900	376,100	417,900			72			370,300	423,200	450,100
28	233,400	275,600	320,500	378,400	419,600			73			370,800	423,700	450,300
29	235,000	276,900	321,800	380,400	420,600			74			371,000	424,300	450,600
30	235,800	278,300	323,400	382,500	422,200			75			371,500	424,800	450,900
31	236,900	279,700	325,000	384,700	423,700			76			371,900	425,400	451,100
32	238,000	280,900	326,700	386,800	425,300			77			372,200	425,900	451,300
33	239,200	281,700	328,200	388,500	426,800			78			372,700	426,500	451,600
34	240,100	283,100	329,800	390,100	428,100			79			373,200	427,200	451,900
35	240,900	284,200	331,100	391,700	429,400			80			373,700	427,800	452,100
36	241,800	285,500	332,600	393,500	430,600			81			374,200	428,100	452,300
37	242,500	286,500	334,100	395,000	431,800			82			374,600	428,700	
38	243,300	287,700	335,700	396,400	432,800			83			375,100	429,400	
39	244,100	288,500	337,300	397,900	433,800			84			375,600	430,000	
40	245,000	289,500	338,700	399,400	434,800			85			376,000	430,400	
41	245,900	290,600	340,000	399,900	435,200			86			376,500	430,900	
42	246,800	291,500	341,300	401,200	435,800			87			376,900	431,600	
43	247,700	292,300	342,800	402,400	436,500			88			377,400	432,300	
44	248,600	293,000	344,300	403,800	437,200			89			377,900	432,500	
45	249,400	293,900	345,700	405,200	437,800			90			378,400	433,000	
46	250,300	295,100	347,100	406,600	438,100			91			378,900	433,700	
47	251,100	296,200	348,500	408,000	438,700			92			379,400	434,400	
48	252,000	297,500	349,900	409,300	439,200			93			379,700	434,600	
49	252,400	298,900	350,700	410,600	439,500			94			380,100	435,100	
50	253,100	300,000	352,100	411,500	440,200			95			380,600	435,800	

再任 用職	16	166, 000	229, 100	316, 000	361, 200	428, 700
	17	167, 800	231, 300	318, 600	362, 900	431, 200
	18	170, 000	234, 100	320, 800	364, 800	433, 800
	19	172, 200	237, 000	323, 000	366, 500	436, 300
	20	174, 300	239, 900	325, 100	368, 500	438, 900
	21	176, 500	242, 400	327, 300	370, 000	441, 400
	22	178, 900	245, 100	329, 300	372, 000	444, 000
	23	181, 200	247, 600	331, 300	373, 700	446, 600
	24	183, 500	250, 300	333, 300	375, 600	449, 100
	25	185, 600	253, 000	335, 200	377, 000	451, 300
	26	187, 800	255, 400	337, 100	378, 700	453, 600
	27	189, 900	257, 700	338, 900	380, 600	456, 100
	28	192, 000	259, 900	340, 700	382, 500	458, 600
	29	194, 100	262, 500	342, 600	384, 200	461, 100
	30	195, 700	264, 700	344, 300	386, 100	463, 600
	31	197, 500	266, 600	345, 800	388, 000	466, 100
	32	199, 200	268, 700	347, 500	389, 900	468, 600
	33	201, 000	270, 400	348, 700	391, 500	470, 900
	34	202, 900	272, 400	350, 100	393, 300	473, 300
	35	204, 800	274, 500	351, 400	394, 900	475, 700
	36	206, 700	276, 400	352, 900	396, 700	478, 200
	37	208, 200	278, 300	354, 100	397, 900	480, 600
	38	210, 100	279, 800	355, 500	399, 400	483, 100
	39	212, 000	281, 000	356, 700	400, 800	485, 500
	40	213, 900	282, 500	358, 100	402, 200	488, 000
	41	215, 700	283, 900	358, 800	403, 600	490, 300
	42	217, 600	284, 800	359, 900	404, 900	492, 500
	43	219, 500	285, 800	361, 100	406, 400	494, 700
	44	221, 400	286, 800	362, 200	408, 000	496, 900
	45	223, 100	287, 500	363, 300	409, 400	498, 600
	46	225, 000	288, 700	364, 500	410, 600	500, 100
	47	226, 800	289, 900	365, 800	412, 200	501, 700
48	228, 600	291, 100	366, 900	413, 800	503, 200	
49	230, 300	292, 400	368, 000	415, 100	504, 900	
50	232, 100	293, 700	369, 300	416, 500	506, 300	
51	233, 800	294, 800	370, 600	418, 000	507, 700	
52	235, 500	295, 900	371, 900	419, 400	509, 200	
53	236, 900	297, 100	372, 600	420, 800	510, 300	
54	238, 700	298, 300	373, 600	422, 200	511, 500	
55	240, 400	299, 600	374, 500	423, 600	512, 700	
56	242, 000	300, 700	375, 500	425, 000	513, 900	
57	243, 200	301, 500	376, 300	426, 100	514, 800	
58	244, 400	302, 600	377, 100	427, 400	515, 800	
59	245, 400	303, 800	377, 800	428, 800	516, 800	
60	246, 500	304, 900	378, 500	430, 100	517, 800	

別表第4 (第5条関係)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	144,300	194,000	280,200	331,500	388,800
	2	145,400	196,600	282,600	333,700	391,700
	3	146,600	199,000	285,000	335,900	394,300
	4	147,700	201,400	287,400	337,900	397,100
	5	148,800	203,900	289,700	339,700	399,200
	6	150,100	206,200	291,900	341,800	401,900
	7	151,400	208,500	293,900	343,900	404,600
	8	152,700	210,700	295,900	345,900	407,300
	9	153,800	212,800	298,000	347,600	409,800
	10	155,500	215,100	300,600	349,600	412,400
	11	157,100	217,600	303,200	351,700	415,100
	12	158,700	219,900	306,000	353,600	417,900
	13	160,200	221,900	308,100	355,600	420,500
	14	162,100	224,300	310,700	357,500	423,200
	15	164,000	226,700	313,200	359,300	426,000

員以外の職員	61	247,600	305,800	379,100	430,900	518,900	
	62	248,700	306,900	379,800	431,800	519,800	
	63	249,600	308,000	380,700	432,800	520,500	
	64	250,700	309,100	381,600	433,700	521,200	
	65	251,900	309,900	382,200	434,600	522,000	
	66	252,900	311,000	383,000	435,400	522,800	
	67	254,000	311,900	383,800	436,000	523,600	
	68	254,900	312,900	384,600	436,800	524,400	
	69	255,800	313,900	385,200	437,200	525,100	
	70	257,200	314,900	385,900	437,800	525,900	
	71	258,700	316,000	386,600	438,300	526,700	
	72	260,000	317,100	387,300	438,800	527,500	
	73	261,400	317,600	388,000	439,300	528,200	
	74	262,800	318,600	388,600	439,900		
	75	264,200	319,700	389,200	440,400		
	76	265,300	320,800	389,900	440,900		
	77	266,400	321,900	390,600	441,400		
	78	267,600	322,900	391,200	442,000		
	79	268,900	323,800	391,800	442,500		
	80	270,000	324,700	392,400	443,000		
	81	271,200	325,800	393,000	443,500		
	82	272,500	326,600	393,600	444,100		
	83	273,800	327,300	394,200	444,600		
	84	275,000	328,100	394,800	445,100		
	85	276,100	328,600	395,300	445,600		
	86	277,200	329,100	395,800			
	87	278,500	329,600	396,300			
	88	279,700	330,100	397,000			
	89	280,500	330,400	397,400			
	90	281,700	330,900	397,900			
	91	282,700	331,400	398,400			
	92	283,900	331,900	399,100			
	93	284,800	332,200	399,500			
	94	285,800	332,600	400,000			
	95	286,800	333,100	400,500			
	96	287,800	333,600	401,200			
	97	288,100	334,100	401,600			
	98	289,000	334,600	402,100			
	99	289,700	335,100	402,600			
	100	290,600	335,600	403,300			
	101	291,500	336,100	403,700			
	102	292,200	336,600				
	103	292,900	337,100				
	104	293,600	337,600				
	105	294,300	338,100				
	106	294,800	338,500				
	107	295,300	339,000				
	108	295,800	339,400				
	109	296,000	339,900				
	110	296,400	340,300				
	111	296,700	340,800				
	112	297,000	341,200				
	113	297,300	341,700				
	114	297,600	342,100				
	115	297,900	342,600				
	116	298,200	343,000				
	117	298,500	343,500				
	118	298,900	343,900				
	119	299,200	344,300				
	120	299,600	344,700				
	121	299,900	345,100				
再任用職員		217,500	258,700	283,500	325,900	384,400	

備考 この表は、北海道警察本部の科学捜査研究所及び方面本部の鑑識課に置く科学捜査研究室に勤務し、研究及び実験による犯罪鑑識の業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第5（第5条関係）

医 療 職 給 料 表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	163,000	190,500	238,500	261,100	285,900	330,100	374,100
	2	164,400	192,600	240,300	262,100	287,700	332,200	376,700
	3	165,900	194,700	242,100	263,000	289,500	334,200	379,400
	4	167,300	196,700	243,900	264,100	291,400	336,400	382,000

5	168, 800	198, 800	245, 300	264, 700	293, 100	338, 400	384, 200
6	170, 300	201, 100	246, 600	265, 700	294, 900	340, 500	386, 600
7	171, 800	203, 400	247, 700	266, 500	296, 800	342, 600	388, 900
8	173, 300	205, 700	249, 000	267, 500	298, 600	344, 700	391, 200
9	174, 600	208, 100	250, 000	268, 600	300, 500	346, 200	393, 200
10	176, 300	209, 500	251, 100	269, 400	302, 400	348, 200	395, 300
11	177, 900	210, 900	252, 000	270, 500	304, 200	350, 100	397, 500
12	179, 400	212, 100	252, 900	271, 700	306, 100	352, 100	399, 800
13	180, 900	213, 500	254, 100	273, 000	307, 600	354, 000	401, 700
14	182, 900	214, 900	255, 200	274, 200	309, 200	356, 100	403, 700
15	184, 900	216, 400	256, 000	275, 400	311, 000	358, 200	405, 900
16	186, 900	217, 600	257, 000	276, 800	312, 800	360, 200	408, 100
17	189, 100	219, 000	257, 600	278, 100	314, 500	362, 200	410, 100
18	191, 200	220, 500	258, 500	279, 500	316, 100	364, 200	412, 300
19	193, 300	222, 000	259, 500	280, 700	317, 800	366, 300	414, 500
20	195, 400	223, 500	260, 400	282, 000	319, 500	368, 400	416, 600
21	197, 500	224, 700	261, 300	283, 600	320, 900	370, 100	418, 500
22	199, 700	226, 400	262, 300	285, 200	322, 400	372, 200	420, 400
23	201, 900	228, 100	263, 200	286, 700	323, 900	374, 300	422, 200
24	204, 100	229, 800	264, 200	288, 100	325, 400	376, 300	424, 100
25	206, 100	231, 100	265, 400	289, 400	326, 800	378, 300	425, 800
26	207, 400	232, 800	266, 500	291, 200	328, 200	379, 900	427, 400
27	208, 600	234, 500	267, 700	293, 000	329, 700	381, 800	429, 100
28	209, 900	236, 200	268, 900	294, 700	331, 300	383, 700	430, 700
29	211, 100	237, 800	270, 100	296, 000	332, 400	385, 500	432, 000
30	212, 200	239, 200	271, 600	297, 600	333, 900	387, 200	433, 300
31	213, 500	240, 500	273, 200	299, 200	335, 300	389, 100	434, 900
32	214, 700	241, 600	274, 600	300, 900	336, 800	390, 900	436, 400
33	216, 000	242, 800	276, 200	302, 300	338, 400	392, 600	438, 100
34	217, 300	243, 900	277, 700	303, 800	339, 900	394, 300	439, 700
35	218, 600	244, 800	279, 000	305, 400	341, 500	396, 100	441, 100
36	219, 900	245, 900	280, 300	307, 000	343, 000	397, 800	442, 500
37	221, 100	246, 800	281, 900	308, 300	344, 700	399, 400	443, 600
38	222, 500	247, 900	283, 300	309, 700	346, 300	401, 100	444, 900
39	223, 800	248, 800	284, 800	311, 100	347, 800	402, 900	446, 200
40	225, 200	249, 900	286, 200	312, 700	349, 400	404, 700	447, 600
41	226, 100	250, 400	287, 500	314, 200	350, 600	406, 200	448, 600
42	227, 500	251, 300	289, 000	315, 600	352, 100	407, 700	449, 300
43	228, 900	252, 200	290, 500	317, 000	353, 600	409, 200	450, 100
44	230, 300	253, 100	292, 100	318, 500	355, 000	410, 500	450, 700
45	231, 500	253, 900	293, 400	319, 300	356, 600	411, 600	451, 600
46	232, 900	254, 900	294, 800	320, 700	357, 600	412, 700	452, 300
47	234, 200	255, 800	296, 300	322, 100	359, 100	413, 800	453, 100
48	235, 500	256, 800	297, 800	323, 600	360, 400	415, 000	453, 900

再任 用職 員以 外の 職員	49	236,500	257,800	298,900	324,700	361,800	416,300	454,600
	50	237,600	258,900	300,200	326,100	363,200	417,400	455,300
	51	238,600	260,100	301,400	327,400	364,500	418,600	456,000
	52	239,700	261,300	302,800	328,700	365,900	419,700	456,800
	53	240,600	262,400	304,200	330,100	367,400	420,900	457,600
	54	241,700	263,900	305,500	331,500	368,600	421,900	458,400
	55	242,700	265,300	306,900	332,900	369,700	423,000	459,100
	56	243,700	266,700	308,300	334,200	370,900	424,100	459,800
	57	244,400	268,200	309,100	335,100	372,000	425,200	460,600
	58	245,400	269,800	310,300	336,400	372,900	425,700	
	59	246,100	271,300	311,500	337,600	373,900	426,300	
	60	247,100	272,800	312,900	338,900	374,900	426,700	
	61	248,000	274,200	314,000	340,000	375,500	427,300	
	62	249,000	275,700	315,300	340,900	376,300	427,800	
	63	249,800	277,200	316,600	342,100	377,100	428,200	
	64	250,800	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700	
	65	251,700	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300	
	66	252,600	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700	
	67	253,700	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000	
	68	254,600	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300	
	69	255,400	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700	
	70	256,500	287,000	324,800	350,000	382,000	431,100	
	71	257,600	288,500	325,900	351,100	382,700	431,400	
	72	258,700	289,900	326,800	352,200	383,300	431,700	
	73	260,100	290,900	328,100	353,000	384,000	432,100	
	74	261,400	292,300	328,800	354,100	384,500	432,500	
	75	262,700	293,500	329,900	355,200	385,100	432,800	
	76	263,900	294,800	331,100	356,300	385,600	433,100	
	77	264,900	296,200	332,200	357,000	386,000	433,500	
	78	266,000	297,500	333,400	357,800	386,600	433,900	
	79	267,300	298,700	334,500	358,600	387,100	434,200	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	434,500	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	434,900	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200		
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600		
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900		
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200		
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700		
	87	275,400	307,500	342,800	363,200	390,200		
	88	276,500	308,600	343,800	363,700	390,600		
	89	277,300	309,900	344,800	364,100	390,900		
	90	278,200	311,100	345,600	364,500	391,300		
	91	279,000	312,300	346,400	365,100	391,800		
	92	280,000	313,500	347,200	365,600	392,200		
	93	280,900	314,300	347,800	365,900	392,600		

94	281,900	315,000	348,400	366,400				
95	282,800	315,700	349,100	366,800				
96	283,800	316,300	349,700	367,100				
97	284,400	317,000	350,100	367,700				
98	285,200	317,300	350,500	368,200				
99	285,800	317,900	351,000	368,700				
100	286,700	318,600	351,400	369,200				
101	287,500	319,000	351,900	369,800				
102	288,300	319,600	352,300	370,300				
103	289,100	320,200	352,800	370,800				
104	289,900	320,800	353,200	371,200				
105	290,600	321,200	353,500	371,800				
106	291,100	321,700	354,000	372,300				
107	291,600	322,200	354,400	372,800				
108	292,100	322,700	354,700	373,300				
109	292,300	323,100	355,200	373,900				
110	292,600	323,500	355,700	374,300				
111	292,800	323,800	356,200	374,800				
112	293,200	324,100	356,700	375,300				
113	293,500	324,500	357,200	375,900				
114	293,700	324,900	357,700					
115	294,100	325,300	358,200					
116	294,400	325,600	358,600					
117	294,700	325,800	359,000					
118	295,000	326,100	359,400					
119	295,300	326,500	359,900					
120	295,700	326,700	360,400					
121	296,000	326,900	360,800					
122	296,400	327,200	361,300					
123	296,700	327,500	361,800					
124	297,100	327,800	362,300					
125	297,300	328,000	362,600					
126	297,500	328,300						
127	297,800	328,700						
128	298,200	328,900						
129	298,400	329,100						
130	298,700	329,300						
131	299,100	329,700						
132	299,500	329,900						
133	299,700	330,200						
134	300,000	330,600						
135	300,400	331,000						
136	300,700	331,400						
137	300,900	331,700						
138	301,200	332,100						

	139	301,600	332,500					
	140	301,900	332,900					
	141	302,100	333,200					
	142	302,500	333,600					
	143	302,900	333,900					
	144	303,200	334,300					
	145	303,400	334,600					
	146	303,600	335,000					
	147	303,900	335,400					
	148	304,300	335,800					
	149	304,500	336,100					
	150	304,700	336,500					
	151	305,000	336,900					
	152	305,300	337,300					
	153	305,700	337,600					
	154	305,900						
	155	306,100						
	156	306,400						
	157	306,700						
	158	307,000						
	159	307,300						
	160	307,600						
	161	308,000						
	162	308,300						
	163	308,600						
	164	308,900						
	165	309,300						
	166	309,600						
	167	309,900						
	168	310,200						
	169	310,600						
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200	370,600

備考 この表は、北海道警察本部、方面本部等に勤務する保健師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

附 則

- (施行期日等)
- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第11条第1項にただし書を加える改正規定並びに同条第3項及び第4項、第12条並びに第22条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4項の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。次項において同じ。）

- による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例（同項において「改正後の条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。
- (給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の北海道地方警察職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成32年3月31日までの間における扶養手当に関する特例)

- 4 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間は、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第1項ただし書並びに第12条第3項第3号及び第5号の規定は適用せず、この条例による改正後の北海道地方警察職員の給与に関する条例第11条第3項及び第12条の規定の適用については、同項中「扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族である配偶者、父母等」という。）」と、「が8級」とあるのは「が8级以上」と、「行政8級職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、同条第1項中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）がある場合、行政9级以上職員等から行政9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第1号中「場合（行政9级以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第2号中「場合及び行政9级以上職員等に扶養親族である配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第2項中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、行政9级以上職員等から行政9级以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族である配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族である子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9级以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、行政9级以上職員等以外の職員から行政9级以上職員等となった職員に扶養親族である配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族である子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政9级以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第1号、第2号、第4号、第6号又は第7号」と、「第1号又は第3号」とあるのは「第1号」と、同項第2号中「扶養親族（行政9级以上職員等にあつては、扶養親族である子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第4号中「行政8級職員等が行政8級職員等及び行政9级以上職員等」とあ

るのは「行政8级以上職員等が行政8级以上職員等」と、同項第6号中「行政8級職員等及び行政9级以上職員等」とあるのは「行政8级以上職員等」と、「が行政8級職員等」とあるのは「が行政8级以上職員等」とする。

(人事委員会規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。
-